

( 資 料 )

Ⅲ

サウディ・アラビア王国

文官総局

公職における非サウディ・アラビア人  
雇用規程及びそれについての質疑応答

第1版 ヒジュラ暦 1399年11月

(西暦 1979年10月)



サウディ・アラビア王国 第342 -- 1 -- i号

文官総局 ヒジュラ暦

局長室 1398年9月12日

布 告

殿

---

拝啓

ここに公職における非サウディ・アラビア人雇用規程を公にできますことは誠に喜ばしいことであり  
ます。この規程は、文官会議がヒジュラ暦 1398年8月1日に決議第45号により承認し、内閣官房局  
がヒジュラ暦 1398年9月9日に布告第20701 -- d -- 7号により承認したものであります。

この規程を理解され、必要な措置を取られんことを希望致します。

敬 具

文 官 総 局 長

トルキー・ブン・ハーリド・スダイリー

サウディ・アラビア王国 決議第 45 号

文官会議 ヒジュラ暦

事務総局 1398 年 8 月 1 日

## 決 議 部

### 文官会議

この決議はヒジュラ暦 1397 年 7 月 10 日付王室布告第 48 - m 号により出された文官会議法の第 9 節 b 項に基づくものであり、公職における非サウディ・アラビア人雇用規程案及びこの問題について用意されたヒジュラ暦 1398 年 7 月 1 日付文官会議事務総局覚書第 70 号を検討した後に行われたものである。

決議事項は以下の通り。

1. 公職における非サウディ・アラビア人雇用規程を承認する。
2. この規程は、教育関係の部門の非サウディ・アラビア人労働者については、ヒジュラ暦 1398 年 11 月 1 日から適用される。これはこの規程の第 52 節の例外である。

副首相兼文官会議長

ファハド・ブン・アブドル・アジーズ

サウディ・アラビア王国 第 20701 - d - 7 号

内閣官房局 ヒジュラ暦

部 1398 年 9 月 9 日

布 告

文 官 総 局 長 殿

拝啓

文官会議はヒジュラ暦 1398 年 8 月 1 日付決議 45 号により以下のように決議した。

文官会議

この決議はヒジュラ暦 1397 年 7 月 10 日付王室布告第 48 - m 号により出された文官会議法の第 9 節 b 項に基づくものであり、公職における非サウディ・アラビア人雇用規程案及びこの問題について用意されたヒジュラ暦 1398 年 7 月 1 日付の文官会議事務総局覚書第 70 号を検討した後に行われたものである。

決議事項は以下の通り。

1. 公職における非サウディ・アラビア人雇用規程を承認する。
2. この規程は、教育関係の部門の非サウディ・アラビア人労働者については、ヒジュラ暦 1398 年 11 月 1 日から適用される。これはこの規程の第 52 節の例外である。

以上の決議を総理大臣殿下は承認致しました。これに基づき必要な措置がとられ、関係各機関にこの規程の写しが配布されんことを希望する。

敬 具

内 閣 官 房 長 官

ムハンマド・アブドゥラー・ヌワイサル

## 第1章

### 第1節

サウディ・アラビア王国の公職における非サウディ・アラビア人の雇用は、次の例外を除きこの規程に基づいて行われた契約によるものとする。

1. 正規軍，治安維持軍，州軍，国境警備隊，沿岸警備隊，その他これに類する軍事的官職に従事する者
2. ヒジュラ暦 1389 年 9 月 6 日付の王室布告第 21 - m 号により発布された労働法に基づき官職に任命された者

### 質 問

非サウディ・アラビア人雇用規程は，国外のサウディ・アラビア王国の代表機関，付属機関の労働契約者にも適用されるか。

### 答

文官法の施行規程の第4節及び第6節は次のように定めている。

『国外の代表機関，付属機関は，文官総局と外務省の間で承認された原則に従って，サウディ・アラビア人あるいは非サウディ・アラビア人と雇用契約を結ぶことができる。』

しかしながら非サウディ・アラビア人雇用規程は，国外の大使館，教育関係の代表機関，付属機関の非サウディ・アラビア人契約者には適用することはできない。

### 第2節

前節の条件の上でこの規程は，その期間が1年以上で，政府各省庁，その他の政府独立機関の承認したすべての雇用契約に適用される。しかしながら，非サウディ・アラビア人の雇用がその機関の機構に従い特別に定められた原則にゆだねられている政府公共機関においてはこの限りではない。またその職務を果すために1年以上を要しないとみなされる雇用契約にはこの規程は適用されない。すべての契約において，契約を結んだ機関と文官総局長の間の同意に基づき，その職務内容，契約期間，契約労働者の諸権利，その他契約において必要な事項を明らかにした契約条件の決定がなされる。

### 第3節

この規程の条文において以下の語の意味する所は次の通りである。

1. 王国：サウディ・アラビア王国
2. 局：文官総局
3. 機関：政府省庁，各独立機関，公共機関，この規程が適用されるその他すべての政府機関。
4. 契約者：この規程に基づく契約により王国で働く非サウディ・アラビア人

5. 契約者の本国：契約者のパスポートを発給した国。ただし局が承認した例外的な場合においては、契約者が職務に任命された時に居住していた国をその契約者の本国とみなすことができる。
6. 教員：下記の職業のうちのひとつに従事している者。  
小学校、中学校、高等学校、教員養成所、専門学校、工業学校、商業学校、農業学校、その他教育省その他の政府機関に属するすべての学校の教師、専門指導員、校長、校長補佐、教育コンサルタントなど。これ以外の事務員、図書館司書などは教員とはみなされない。
7. 1年：ヒジュラ暦の12カ月
8. 1カ月：ヒジュラ暦の1カ月
9. 資格：その職務に要求される学歴、職歴、技能、能力

#### 質 問

自分が国籍を有する国以外の国から発給されたパスポートを所有する契約者に、休暇を与える場合や契約の終了時に、契約者がそのパスポート発給国へ向うための航空券は支給されるか。

#### 答

契約者には、パスポートを発給した国への航空券が給与される。なぜならこの節の5.項は、契約者の本国をパスポートを発給した国と規定しているからである。また契約者は、要求する権利のある王国から本国への航空券を王国から他のいかなる国への航空券と交換することができる。ただしそれは2つの航空券が同額の場合か、後者の方が安価な場合か、この規程の第20節の第2項に述べられていることに従って、その差額を契約者が負担する場合である。

## 第2章 職務の任命

### 第4節

職務の任命は以下の条件による。

1. 予算により承認された官職に空席が存在する場合。但し、国家経済財務省が承認した場合はこの限りではない。
2. その職の責務を明確に記述したものが用意されること。少くともその職務に要求される資格能力を明確にすること。
3. 局は職務に要求されている資格能力を持つサウディ・アラビア人が存在しないことを、求人広告などの手段により十分に確かめなければならない。

#### 質 問

その資格能力に見合う職務に空席がない場合でもその者と一時的に契約を結ぶことは可能であるか。

#### 答

この節の1.項は、契約は予算で承認された職務に空席がある場合に可能であるが、国家経済財務省の承認があればこの限りでないとして規程している。

## 第5節

契約者は次の条件を満たさなければならない。

1. 西暦により満20歳以上63歳未満であること。
2. 身心共に健全なその職務の適任者
3. 品行方正な者
4. その職務に要する資格能力の持ち主
5. 法により罪せられたことのない者
6. 他の政府機関と契約を結んでいない者。ただしその機関が契約の更新の意志のない場合はこの限りではない。

## 質 問

契約者が63歳を越えている場合、彼と新たに契約したり、契約を継続することはできるか。

## 答

この節では、契約者が63歳を過ぎた場合はその契約は無効であると規定されている。よってこの年令に達した者との契約やその継続はできない。

## 質 問

その職務に必要な資格能力が十分でない者との契約は可能であるか。

## 答

この節の4項は、契約者はその職務に必要な資格能力を備えていなければならないと定めている。よって契約は職務に必要な資格能力が十分かどうか確認された後に行われる。

## 第6節

条件を満たす応募者が多数の場合は、その職務に要求される資格能力の点において、最も適当な者が選択される。

## 第7節

契約は、この規程の付録(1)の形式に従い取り結ばれる。ただし例外的な場合は、局が承認した後にその形式を変えることができる。

## 第8節

第4節3項を考慮に入れて、契約期間は1年以上3年以内とする。契約の更新は、局がその職の地位に就くことができるサウディ・アラビア人が存在しないことを確かめた上で1年あるいはそれ以上の期間行うことができる。



### 第9節

契約期間は、契約者が王国に向ってその本国を出発した日から始まるものとする。ただし本国を出発してから実際にその職務の仕事に従事するまでの期間が3日を越えてはならない。また契約者がその職務が存在しそこで契約を結んだ国に居住している場合は、実際にその職務の仕事に従事した日から契約期間が始まるものとする。

#### 質 問

もし契約者が休日に本国を離れた場合、契約期間の始まる日はどうなるか。

#### 答

この節は、契約期間は契約者が王国へ向ってその本国を離れた日から始まるものと定めている。よってたとえそれが休日にあってもその日から契約期間は始まる。

### 第10節

教育省その他の政府機関が契約を結んだ教員に関しては、夏の終わりに始まる学年制が適用される。契約期間は前節に従い始まり、翌年の学年が始まる前日に終了する。ただし契約の不更新を決定された者は例外であり、契約終了の期日は夏期休暇後、後任の教員が職務に従事することを始める日である。

## 第3章 給与、昇給

### 第11節

契約者の給与は以下の項目に基づき決定される。

1. 医師給与表（付録(2)を見よ。）
2. 技術者給与表（付録(3)を見よ。）
3. 各種専門職給与表（付録(4)を見よ。）
4. 一般教育教員給与表（付録(5)を見よ。）
5. 職業技術教育教員給与表（付録(6)を見よ。）
6. 技術及び事務職アシスタント給与表（付録(7)を見よ。）
7. 政府公機関職員給与表（付録(8)を見よ。）

### 第12節

契約者の職歴は、それが最終学歴に加えて考慮される場合のみ有効である。ただし契約を結んだ時点での給与が、職歴に加えて必要最低限の資格に基づいて決定され、その給与額が、職歴とより高い資格に基づいて決定された給与額を上回る場合は、契約者はより高額な給与を受取る権利がある。

質 問

契約において考慮される職歴とはどのようなものか。

答

職歴とは、職務の性格上要求されるものであり、承認された信用のおける機関から出された証明に基づくものであり、契約者が従事する職務を決定し、過去においてその種の職務に従事していた期間のことである。

質 問

職歴証明書及び学歴証明書の写し、コピーに基く契約は可能であるか。

答

契約は、証明書の原本に基き行われるものであり、その写し、コピーの類はいかなる場合でも考慮されない。

質 問

1年未満の職歴による昇給の許可は可能であるか。

答

昇給は、職歴1年を単位にして認められるものであるから、不可能である。

質 問

この規程の付録の給与表に述べられている職歴による昇給は、どのように許可されるのか。

答

職歴による昇給は、年度ごとに許可されるものではなく、契約を結んだ時点までの契約者の職歴の年数によって、契約が開始される時に一度だけ許可されるものである。

質 問

契約者が、契約を結んだ後に明らかにした職歴、学歴は考慮されるか。

答

ヒジュラ暦1397年6月17日付の文官総局布告第9-20号に従い、契約後に明らかにされたいかなる職歴、学歴も考慮の対象にはならない。

質 問

契約を結んだ時の契約者の給与は、契約者の持つ学歴や職歴に照らして定められるが、契約後1年間が経過し契約を更新する時には契約者の職歴年数は1年間増えることになるわけであるが、このような場合この1年間についての職歴による昇給は行われるか。

答

職歴による昇給は契約を結んだ時点に一度だけ行われるものであるから、そのような昇給は認められない。ただし、契約期間が1年の場合は、契約の更新時に、また契約期間が1年以上の場合は1年ごとに、第13節に定められた昇給が許可される。

1397年6月17日

布 告

殿

拝啓

契約者が、契約が結ばれた後にその学歴証明書や職歴証明書を提出し、その考慮を求める場合がしばしば起っているようであります。契約者によればその理由は、証明書は、その承認を得るために大使館に提出中であるとか、またある者の場合は、契約時にはまだ証明書の承認が得られなかったので提出することができなかったということであります。政府機関の中には、契約者が王国へ到着した後に彼の所有する証明書の考慮を求める場合は、その証明書を契約の手続きの時に提出しなければならないことを明らかにしている所もあります。よって契約が結ばれた後に提出された学歴証明書や職歴証明書は、契約者の給与を再考慮する材料とはならないものであります。

文官総局は、この問題を検討した結果、契約者の給与の決定は、公職における非サウディ・アラビア人雇用規定において明らかなように契約がそれに従い結ばれた学歴及び職歴証明書によるものとし、またその学歴及び職歴証明書が契約者が任命される職務の条件に一致するものであるかどうかを確認した上で行われるものと考えます。したがって契約者が契約後に用意した証明書に基づいて給与を再考慮することはできません。

以上のこと十分に御承知置き下さるようお願い致します。

敬 具

文 官 総 局 長

トルキー・ハーリド・スダイリー

第13節

契約後、契約者に、給与の5%を越えない額の昇給を新年度の始めに許可することができる。

質 問

毎年の昇給はどのように許可されるのか。

答

この昇給は、契約者の職務における能力が十分であることが証明された時に、雇用者側が評価するものであり、新年度の始めに認められる。

この昇給の最高限度は、給与の5%であり、これ以上の昇給は認められない。したがってこの節に規定されている1年ごとの昇給は、雇用者の評価に従って、契約者の給与の1%、2%、3%、4%、5%のいずれかである。

質 問

契約の更新時にこの節で定められている昇給が許可されなかった場合、更新した後にそれが認められることはありうるか。

答

この節では、昇給は新年度の始まりに許可されると定められているので、契約更新の決定が行われた後ではそれは認められない。

質 問

契約者の給与が、この規程の付録の給与表で彼の概当する部分の最高限度に達した場合は、この節に定められている昇給を受ける権利があるか。

答

前述の昇給は、たとえ給与表の最高限度額を越えた場合でも、契約者の活動、能力が証明された時に、契約の更新時に許可することができる。

第14節

世界的な名声を有する人物を雇用する必要がある例外的な場合においては、関係省庁の大臣、長官と文官総局長の間の同意により、この規程の付録の給与表の限度を越える給与を認めることができる。

第15節

外国の政府機関あるいは国際機関から派遣された王国内の政府機関に勤務する外国人の給与については、王国とその国あるいは国際機関との間で結ばれた協定に従うものとする。

サウディ・アラビア王国 第49-9号

文官総局 ヒジュラ暦

1393年12月1日

布 告

殿

拝啓

政府機関の外国人職員が罪を犯して拘留されるという事態が時おり発生しているようであります。

これについてヒジュラ暦 1393 年 4 月 6 日付の内閣決議第 422 号が出されており、それは以下のように述べております。

「文官総局は、政府機関の外国人職員が拘留された場合に取られるべき措置を明確にするために、すべての政府機関に布告を出さなければならない。」

外国人契約者との間に結ばれた契約は、契約者が拘留された場合の取り扱いについては定めておりません。当局に、この問題に関して必要な布告を出すようにとの上の内閣決議の要請により、当局は、職務期間中拘留に服している契約者の扱いは以下のようになされるべきだと考えます。

1. 契約者の投獄が、契約期間の終了する 2 カ月以上前に行われた場合は、契約者を雇用する機関から、契約更新の意志のないことが、公式の書面で通知される。
2. 契約者の投獄が、契約期間の最後の 2 カ月の間に行われた場合は、契約期間の終了から契約が取り消されることが、契約者を雇用する機関から通知される。
3. 拘留が取り調べのためのものであるときは、公務員法の第 3 章第 27 条第 1 項に従って契約者は取り扱われる。この期間中契約者には、給与の半分が支給される。無罪の場合はそれは役の給与として計算され、有罪の場合は、拘留期間中に支払われた給与は返済されねばならない。

以上の点を考慮され適切な措置がなされんことを希望致します。

敬 具

文 官 総 局 長

アブドル・アジーズ・クライシー

## 第 4 章 補 償

### 第 17 節

関係機関は、以下のように契約者とその家族に航空券を保証する。

1. 契約期間が始まる時に本国から王国へ来る時。ただし職務に任命された時に王国に居住していた場合はこの限りではない。

また契約期間が終了して本国に帰る時。ただし職務に任命された時に王国に居住していた者や契約期間が 2 年未満であった者はこの限りではない。

2. 契約者が正規の休暇を許可された時に契約期間中、毎年 1 回王国とその本国の間を往復する場合。

### 質 問

王国の国内で契約を結んだ契約者に、王国に来るための航空券の代償は保証されるか。

### 答

王国の国内で契約した者に対しては、航空券の支給やその代償は行われぬ。

質 問

王国の国内で契約を結んだ契約者が、2年間経過する前に契約の終了を希望した場合、彼に本国に帰るための航空券は支給されるか。

答

この節では、少なくとも2年間経過しない限り、その権利はないと定められている。

質 問

夫と妻が、それぞれ各々の契約を結んでいる場合、住居費の補償は2人のうち給与の高い者に支給される。それでは、仕事の都合で給与の高い者の休暇が取り消された場合、給与の少ない者は自分とその家族の航空券を支給される権利があるのか。

答

少ない給与の者が単独で契約を結んでいる限りは、航空券が支給される。

質 問

契約者が休暇を与えられる前に、自分個人の費用で家族だけを本国に送り返し、自分に休暇が与えられ、それが終わった時に家族と共に王国に戻る場合は、家族の航空券は補償されるのであるか。

答

契約者の家族は、第17節、第18節に従い航空券を支給される権利を持つ。よって、その家族がサウディ・アラビア航空を使用し、航空券を購入する許可が出されたという条件で契約者が個人で負担した家族の航空券は補償される。

質 問

王国の国外で契約を結んだ契約者が、自分が王国に到着した後に、本国から王国に家族を自分の費用で呼び寄せた場合に、その費用の補償は行われるのか。

答

契約者と契約を結んだ機関がそれを承認し家族がサウディ・アラビア航空を使用した場合は、補償を妨げるものはなにもない。

質 問

一般の休日中に、帰国が許可された場合には、航空券の支給は許可されるか。

答

この規定は、このような航空券を支給される権利を契約者に与えていない。この規定は航空券の支給を、正規の休日と契約の終了時に限定しているので、このような場合は航空券は支給されない。

質 問

契約者の家族あるいはそのうちの1人が、観光ビザで王国に来た場合は、その航空券はどう扱われるのか。

答

その目的が観光である限りは、航空券の費用は支払われない。

質 問

前の質問の観光ビザを滞在ビザに変更した場合 航空券は補償されるか。

答

このような場合もまた、最初の目的は観光であったのであるから補償を要求する権利はない。

質 問

契約者が、退職年齢（63歳）に達したり、辞職した時に、その正規の休暇の後半については航空券の補償が済んでいる場合、正規の休暇の前半に使用した航空券の費用の補償を受ける権利があるか。

答

この場合、契約が終了しているのであるから契約者には、契約終了時に支給される航空券を受け取る権利はある。それゆえ、契約の終了時に契約者に休暇が許可されたものと考慮して休暇の前半が与えられた時に使用した航空券の補償を要求する権利はない。契約が継続している限りは、航空券は支給されるが、契約が終了した場合は、帰国のための航空券のみを要求する権利がある。

質 問

契約者が、正規の休暇の残り半分を、勤務先の機関の要求や、仕事の都合により取り消しすでにその補償が済んでいる場合、彼が前半の休暇を国外で過した時に使用した航空券の補償を要求する権利はあるか。

答

契約者は残りの休暇を取ることができ、航空券が与えられる。仕事の都合によりそうできなくなった場合は、残りの休暇の補償が済んだ後に、契約者がその前半の休暇を王国の国外で過し、その時にサウディ・アラビア航空を使用したという条件で、その時に使用した航空券が補償される。

質 問

契約者が、王国の国内で休暇の一部を過ごし、残りの休暇については補償が済んでいる場合、国内で過した休暇を仮に国外で過したとした時の航空券は補償されるか。

答

この場合は、ヒジュラ暦 1395 年 9 月 24 日付の内閣決議第 1420 号に基づき、補償はできない。

## 第 18 節

契約者の家族とみなされる者は以下の通り。

1. 配偶者
2. 法的に契約者が扶養している者。
  - (1) 息子
  - (2) 未婚の娘
  - (3) 両親
  - (4) 弟

(5) 未婚の姉妹

家族として認められるのは、契約者を含めて4人までである。また家族の各人が契約者に扶養されていることが、公式の証明書に基づいて確認されなければならない。

質 問

12歳未満の子供4人分の航空券の金額が大人2人分の航空券の金額である場合は、航空券は人数によって支給されるのか、それとも航空券の金額によって支給されるのか。

答

この節では、契約者の家族は契約者自身を含めて4人まで認められると定められている。よって家族への航空券の支給も、4人まで認められる。

第19節

契約者が、王国と本国の間を往來する場合は、最短距離の航空路をとり、サウディ・アラビア航空を使用することとする。契約を結んだ機関は、契約者に航空券を支給しなければならない。ただし例外的な場合として、機関は契約者に、その航空券の費用を補償するという条件で、航空券の購入を許可することができる。また契約者とその家族が、契約者自身の費用で海路あるいは陸路による旅行を希望したり、王国内で正規の休暇を過ごすことを希望した場合は、契約者には彼が要求する権利はあったが使用しなかった航空券の金額の $\frac{1}{2}$ が返済される。

質 問

契約者が、往來のどちらか一方に、陸路あるいは海路による旅行をした場合、使用しなかった航空券は補償されるのか。

答

補償は、航空券の費用に対して行われるものである。航空券が契約者にすでに支給された場合は、もしそれを使用しなくても、補償を受ける権利はなくなる。また、空路による旅で、航空券の一部を使用し、残りを使用せずに陸路あるいは海路による旅をしたときには、その使用しなかった航空券の補償はできない。

質 問

契約者である教員の勤務先が、学校から教育省に移った場合。

答

この場合、契約は王国内で行われたとみなされるため、その航空券は補償されない。

質 問

契約の終りに正規の休暇が許可されたが、契約者の個人的な理由により、王国内で休暇を過した場合、彼が要求する権利のある航空券の扱いはどうなるのか。

答

王国内での休暇を希望する契約者には、彼が要求する権利はあるが、使用しなかった航空券の金額



の半分が返却されるか。あるいは航空券が実際に支給された場合は、その航空券が返却された後に、その金額に相当する。

#### 第 20 節

第 17 節で述べられた航空券は、

1. 原則として、2 等航空券
2. 目的が達せられるならば 3 等航空券
3. 変更することはできない。
4. その代金は返却されない。

契約者は、王国から本国へ向かうための航空券を本国以外の国へ向かう航空券と交換することができる。ただしそれが可能なのは、本国以外の国へ向かう航空券が本国への航空券と同額あるいは低額の場合か、高額の場合はその差額を負担するという条件付である。

#### 質 問

契約者に航空券が補償される場合は、それは、ファーストクラス、エコノミークラスのどちらの航空券に基いて行われるのか。

#### 答

補償は、契約者が要求する権利のある航空券の等級に基いて行われる。

#### 質 問

教員に支給される航空券は、ファーストクラス、エコノミークラスのどちらであるか。

#### 答

教員については、サウディ・アラビア航空との合意により、ファーストクラスの航空券が支給される。

#### 第 21 節

契約者を雇用する機関は、以下のものを契約者に支給する。

1. 月給 3 カ月分の額に相当する住居費。ただしその最低額は 8000 リヤールである。これは、契約開始時に 1 年分が一度に支給される。その後は、契約更新の毎に新年度の開始時に支給される。また夫婦のそれぞれと契約が結ばれた場合は、2 人のうちの給与の高い者にのみ住居費が支給される。また機関が契約者に住居を保証した場合は、住居費を要求する権利はない。
2. 契約開始時に月給の 50 % に相当する支度金。

#### 質 問

夫と妻の間の係争がおこり、夫と妻が別居した場合、2 人とも住居費を要求する権利があるか。

#### 答

2 人の間の婚姻関係が存在し続けている場合、すなわち、法的に離婚が成立していない場合は、1 人分の住居費しか要求できない。また法的に離婚が成立した場合は、夫は住居費を要求できる。しか

し妻は、夫が存在しないことにより、その契約は取り消される。ただし、彼女を雇用する機関に、それに付属する寮（例えば、病院の看護婦寮のようなもの）があれば、そこに居住することにより、契約を継続することができる。

質 問

夫と同居している女性の契約者が、政府の機関と契約を結んでいるが、夫は、政府機関でない他の所に勤務している場合、この契約者は、住居費を支給されるか。

答

夫が、政府機関以外の所に勤務しているならば、その契約者は、住居費を要求する権利がある。

質 問

サウディ・アラビア人の夫を持つ契約者（女性）は、住居費、航空券を要求する権利があるか。

答

サウディ・アラビア人を夫に持つ契約者（女性）には、住居費、航空券を要求する権利はない。

質 問

夫と妻が両方とも契約を結んでいて、そのうちの給与の低い方の者が、他方より先に契約を結んでおり、その後、もう一方の者も契約を結び、給与が先に契約した者よりも高額の場合は、給与の低い者に許可されていた住居費の支給を取り消し、給与の高い者へ住居費が支給されるようにすることはできるか。

答

夫婦のうち、最初に給与の低い者との契約が結ばれ、その後、給与の高い者との契約が結ばれた場合、もし後に契約を結んだ者の給与の方が高くても、住居費は要求できない。なぜならば、夫と妻が同時に共に契約を結んだ場合に、給与の高い者へ住居費が支給されることが定められている。

質 問

夫と妻の双方と契約が結ばれており、2人のうちの給与の高い者へ住居費が支給された。その後、給与の低い者の契約が終了する前に、給与の高い者の契約が終了した。この場合、給与の低い者は、残りの契約期間の住居費を要求する権利があるか。

答

給与の低い者は、給与の高い者の契約が終了した日から、自分の契約が終了する日までの住居費を要求する権利がある。

質 問

妻が夫よりも先に契約を結び、妻の契約が夫の契約よりも早く終了した場合、妻が契約を終了してから夫が契約を終了するまでの期間についての住居費の差額に対する夫の権利はどのようになるか。

答

妻に、1年間分の住居費がすでに支給されていれば、夫は、妻の契約期間が完全に終了しなければ住居費を要求する権利がない。なぜならば、住居費は1年分が前もって支給されるからである。

#### 質 問

夫と妻の双方が、それぞれ別の機関と契約を結んでいる場合、航空券の支給を負担するのは、どちらの機関であるか。

#### 答

ヒジュラ暦 1395 年 8 月 26 日付の文官総局布告第 49 - 9 号には、航空券を負担するのは、その夫婦の住居費を支給している機関であるということが述べられている。

#### 第 21 節

契約者には、勤務上の移動のための交通費が、下の分類に従って勤務先の機関から毎月、支給される。

月 給	交 通 費
2000 リヤール未満	300 リヤール
2000 リヤール以上、3500 リヤール以下	350 リヤール
3500 リヤールを越える	400 リヤール

契約者を雇用する機関は、交通費を支給する代わりに、契約者に、適当な交通手段を保証することができる。

#### 質 問

契約者は、正規休暇や病気休養中に、交通費を要求する権利があるか。

#### 答

交通費は、休暇中は支給されない。なぜならば、交通費は契約者の勤務地への通勤にあてられるものであるからである。

#### 質 問

他の機関へ出張を命じられた契約者は、追加交通費を要求する権利があるか。

#### 答

ヒジュラ暦 1399 年 1 月 27 日付の文官会議決議第 83 号には、出張を命じられた契約者には、出張期間中、毎日定められた 1 カ月の交通費の  $\frac{1}{30}$  に相当する追加交通費が支給されると定められている。

#### 第 23 節

職務上必要とされる契約者の王国国内、国外の契約者の旅行は空路によるものとする。ただし、契約者を雇用する機関は、契約者が個人の費用で王国内を陸路で旅行することを許可することができる。この場合は、陸路をとったことによって勤務地に指定された期日に到着できないようなことがあってはならない。陸路をとった場合は、空路をとった場合の航空券に相当する金額が補償される。また職務上の都合で、契約者が空路の便のない所へ行かなければならない場合は、契約者には陸路の交通機関が保証される。この場合も契約者が個人の費用で旅行することが許可され、その費用は補償される。

#### 第24節

王国内で出張を命ぜられた契約者には、次の要領で出張期間中、毎日、出張手当が支給される。

1. 給与が1500リヤール未満の者には80リヤール。
2. 給与が1500リヤール以上2500リヤール未満の者には100リヤール。
3. 給与が2500リヤール以上3500リヤール未満の者には120リヤール。
4. 給与が3500リヤール以上の者には160リヤール。

また、王国外へ出張の場合は、出張手当は、サウディ・アラビア人職員の規程に拠り支給される。

#### 質 問

契約者が90日間の出張を命ぜられた場合、その家族の旅費は支給されるのか。

#### 答

出張の場合には、家族の旅費は支給されない。ヒジュラ暦1396年11月22日付の内閣決議第1038号は、出張の場合は、その期間の長さにかかわらず、契約者を雇用する機関は、契約者の家族の交通機関を保証する必要がないと定めている。

#### 質 問

契約者が、アニーザからバリーダ（共にサウジアラビア王国内の都市名）の職務に任命された場合、出張手当を要求できるか。

#### 答

この2つの都市の間の距離を考慮すると、ヒジュラ暦1397年12月19日付の文官総局布告第5-12号によって定められた出張手当の支給が認められる距離40キロメートルに達しないので、出張手当は支給されない。

#### 第25節

契約者の勤務地が、変更された場合、給与2カ月分に相当する最高3000リヤールまでの移動手当が支給される。ただし、移動が契約者の希望に基づくものである場合は、この限りではない。また移動手当は、1年に1回を越えて支給されることはない。

夫と妻が共に勤務地の移動を命ぜられた場合は、2人のうち給与の高い者にだけ、移動手当が支給される。

#### 質 問

契約者が90日間の出張を命ぜられた場合、ここに定められた移動手当を要求できるか。

#### 答

移動手当は、勤務地が変更された場合のみ支給され、出張の場合には、その期間の長さにかかわらず移動手当は支給されない。

#### 質 問

契約者の勤務地が変更された場合、移動のための航空券あるいは、交通機関の保証はなされるか。

#### 答

勤務地の変更の場合には、この節に定められた移動手当のみが支給され、航空券、交通機関の保証はなされない。

#### 質 問

カスィーム（都市名）に勤務している契約者が、一時的にリヤード（都市名）の職務に任命された場合、この節に定められた移動手当を支給されるか。

#### 答

この節で述べられている勤務地の変更とは、契約者が常時勤務している場所の変更のことであり、このような一時的な勤務地の移動のことではない。よって移動手当は支給されない。

#### 第 26 節

契約者とその家族は、契約期間中、サウディ・アラビア人職員に保証されている王国内の医療サービスを利用することができる。

### 第 5 章 休 暇

#### 第 27 節

契約者は、法定公休日の他に 1 年間に 45 日の正規休暇をとる権利がある。この正規休暇は有給休暇であり、休暇が始まる前にその期間の給与が支払われる。学校の教員については、夏期休暇は正規休暇と同じように見なされる。また教員を雇用している機関は、休暇中に 1 年間の休暇が 45 日未満にならない条件で、職務につかせることができる。

#### 質 問

同一の機関で働いている何人かの契約者が同時に休暇を要求したとき、それが仕事の進行に影響を与える場合であっても、休暇を許可しなければならないか。

#### 答

何人かの契約者が同時に休暇を要求した場合、機関は同時に休暇を許可する必要はなく、この規程の第 29 節に基づいて、休暇の延期などによって、休暇の許可を調整することができる。

#### 質 問

契約者が、イードの祭の休日の後に、仕事に従事するのが遅れた場合は、どのように扱われるのか。

#### 答

ヒジュラ暦 1391 年 9 月 12 日の内閣決議第 747 号により、休暇後、仕事の始まる日から数えて 16 日目までに仕事に従事しなければならない。

(注 イードの休日とはイスラム教の休日であり、断食明けを祝うイード・アル・フィトルと犠牲祭といわれるイード・アル・アドハの2つがあり、法定公休日である。)

質 問

イードの祭の休日が、契約者に与えられた正規休暇中にあたった場合、イードの休日の日数を考慮して、正規休暇を延長することはできるか。

答

このような場合は、正規休暇は延長されることはない。

#### 第 28 節

正規休暇は、必要な場合は、それを2つの期間に分割して契約者に与えることができる。そして休暇中に使用した航空券は、後半の休暇が与えられた時にまとめて支払われる。

質 問

いつ正規休暇は許可されるのか。

答

契約者は、契約後 10 ヶ月半が経過してから正規休暇を要求する権利がある。

質 問

契約者は、正規休暇を要求できる期日の前に、それを要求することはできるか。

答

それが必要とあれば、契約者が、仕事に従事した期間を考慮して、休暇の一部をその期間が 15 日以上という条件で許可される。

#### 第 29 節

契約者を雇用する機関は、正規休暇を必要があれば、延期することができる。ただし延期期間が 5 カ月を越えてはならない。また、機関は契約者の同意があれば、休暇の全部または一部を取り消すことができる。その場合、その補償は取り消された休暇の期間に相当する給与をもって行われる。

質 問

契約者が休暇を要求した時に、彼がやらなければならない仕事が増えた時は、正規休暇は取り消されそれに対する補償が行われるのか、それともそれは延期されるのか。

答

正規休暇が取り消されるのは契約者がそれに同意した場合のみであり、それ以外は延期扱いとなる。

質 問

休暇が延期されて、その期間が新しい年度に入った場合は、休暇中の給与は、前年の給与に基づくのか、それとも新年度の給与に基づいて支払われるのか。

答

その休暇を実際に取り取る場合は、新年度の給与に基づくが、休暇の補償の場合は新年度の給与に基づいて支払われる。

質 問

契約者の個人的理由あるいは仕事上の理由により、休暇を5カ月以上延期しなければならない時、それは可能であるか。

答

休暇の延期は仕事上それが必要な時以外は不可能であり、5カ月以上の延期もできない。

質 問

休暇を取らなかった場合、その補償はどのように行われるのか。

答

休暇の補償は、その期間に相当する給与をもって行われる。ただしその中には、契約者に毎月支給される諸経費（住居費、交通費など）は含まれない。

### 第30節

病気やけがなどにより一時的に仕事ができなくなった契約者には、1年間に1カ月の完全有給病気休養を取ることができる。また病気休養はさらに2カ月間延長できるが、この場合は保証される給与は正規の給与の $\frac{1}{2}$ になる。また契約者が正規休暇で王国外にいる時に、けがをしたり病気になった場合、それは病気休養として認められない。また病気休養は、その契約年度の終わりをもって、その休養も取り消される。けがや病気の証明、病気休養の期間の決定については、サウディ・アラビア人職員に適用される原則に従うものとする。王国外から出された医師の診断書については、王国内の医療機関の承認が必要である。

質 問

契約の始めに病気休養は許可されるか。

答

新規に結ばれた契約の始まった時の病気休養は許可される。その休養は新契約年度中のものとして考慮される。また契約が、病気休養の終了と共に終わり、それ以上契約者が仕事を続けることができない場合は、新規の契約期間について病気休養のみが許可される。

質 問

契約者が病気になり、契約終了まで3カ月未満しか残されていない時点で、病院に入院し、それから、王国外での治療を命じられ、そして治療が終わり、彼の職務を隊行すべく帰ってきた時には、契約期間が終了し、新年度に入ってしまった場合は、前年度の彼の契約の残りの期間の給与は、どのように支払われるのか。

答

この場合は、契約者は、病院に入院した日から契約の終了した日までの病気休養を取ったことになり、この節に定められているように、その休養期間について、1か月間は給与全額が支給され、それに続く2か月間については、半分の給与が支給される。その後は、仕事をそれ以上継続できないときは、登録取り消しの決定が出される。

### 第31節

契約者（女性）は、45日間の有給休暇が許可され、その期間中は給与が全額支払われる。

質 問

契約者が女性の場合、その出産がその休暇中にあった時はどのようになるのか。

答

休暇に残りがあれば、休暇の終了した日から、それに続けて出産休暇を取れる。

### 第32節

契約者は、理由が十分であれば、契約期間中のすべての休暇を、1年間でまとめて取ることもできる。

## 第6章 契約者の他の機関への派遣、移動

### 第33節

契約者を雇用している機関は、6か月を越えない範囲で、契約者を他の機関に派遣してその職務につかせることができる。契約者の移動は、次の節の定める所に従って行われなければならない。

### 第34節

契約者を雇用している機関は、以下の条件に従って契約者を同一機関内の他の職務や、他の機関の職務に移動することができる。

1. 契約者が、移動先の職務に要求される資格能力を満たしていること。
2. 移動先の職務を行うのに十分な能力をもったサウディ・アラビア人が存在しないこと。
3. 他の機関への移動の場合は、派遣する側の機関と移動先の機関の双方が移動に同意すること。

質 問

ある機関から他の機関への契約者の移動が行われた場合、給与やその他の権利に差異は生じるのか。

答

契約者の給与やその他の権利は、最初の契約に基くものであり、勤務先の機関が変わっても、何ら変更されるものはない。変わるのは勤務先の名称だけである。



### 第 35 節

ある機関から他の機関への契約者の移動が行われた場合、休暇、諸経費（住居費、交通費など）、契約期間に関して契約は継続しているものとみなされる。

#### 質 問

契約者の移動が行われた場合、派遣する側の機関は、契約者の権利を明らかにする必要があるか。

#### 答

移動先の機関に、この非サウディ・アラビア人雇用規程が適用される限り、契約者は、この節の定める所により、給与その他すべて同一のまま移動される。

## 第 7 章 契約者の義務

### 第 36 節

ヒジュラ暦 1397 年 7 月 10 日付の王室布告第 49 - m 号により発布された文官法の「義務」と題された第 2 章第 2 条に述べられていることおよび文官法施行規程に述べられていることに従うものとする。

また契約者は、契約中に犯した職務上の誤りについては、ヒジュラ暦 1391 年 2 月 1 日付の王室布告第 7 - m 号により発布された職員懲罰法に従うものとする。

## 第 8 章 契約の取り消し、更新、終了

### 第 37 節

契約者が契約を結んだ日から 1 カ月の間、理由の正当な弁明なしに、職務の遂行に従事しない場合は、契約を結んだ機関は、契約を取り消すことができる。その機関は、契約者に契約の取り消しを書面で通知し、契約者のすべての権利は取り消される。

### 第 38 節

契約者あるいは契約者を雇用している機関のいずれか一方が、契約の更新を希望しない場合は、少なくとも契約終了の 2 カ月前に、それを相手方に書面で通知しなければならない。

契約者が、外国政府から派遣されており、契約者を雇用している機関が、契約の更新を希望しない場合は、その機関は、その意志を契約者と外国政府の契約者を派遣した先に、書面で通知しなければならない。

### 第 39 節

契約者を雇用している機関は、以下のような場合、契約更新の意志がないことを、契約者に通知し

なければならない。

1. 契約者の職務が必要あるとみなされない場合。
2. 契約者の職務に要求される資格を満たすサウディ・アラビア人が見出された場合。
3. 契約者が、西暦に従って満 63 才に達した場合。

#### 第 40 節

以下のような場合、契約は、その期間の終了する前に終るものとする。

1. 辞職願いが受理された場合。
2. 連続 15 日間以上、正当な弁明なしに職務に従事することを怠った場合。
3. 職務が廃止された場合。
4. 職務の遂行が不可能である場合。
5. 職務への適応性がない場合。
6. 裁判所の裁定により懲戒免職になった場合。
7. 公益のために解雇された場合。
8. 法によって有罪を宣告された場合。

#### 質 問

辞職が受理されたことによって生じる、契約者が負担しなければならない金銭的義務はあるのか。

答

そのような義務はない。しかしながら、契約者を雇用している機関が、契約者が残ることを要求した場合は、辞職は受理されない。

#### 質 問

辞職願いを提出し、それによって契約の終了する契約者は、何を要求する権利があるか。

答

契約者の辞職願いにより契約が終了する場合は、もし少くとも 3 年間連続して勤務したならば、この規程の第 41 節および第 42 節に従って退職金を支給される権利がある。また本国へ帰国するための航空券と、契約期間中の正規休暇の補償の権利がある。

#### 質 問

契約者の辞職願いによって契約が終了した場合、この規定の第 43 節に従って 2 カ月分の給与を要求する権利があるか。

答

それを要求する権利はない。この報酬は、職務の廃止あるいは公益のための解雇のために契約が終了した者に限って与えられるものである。

#### 質 問

契約者が、辞職願いを提出し、職務を離れた場合、休暇の補償や退職金を支給される権利はあるか。

答

辞職願いが受理された場合は、その権利はあるが、受理されなかった場合は、職務を怠ったということにより、契約は解消され、第45節の定める所に従ってその権利はなくなる。

#### 第41節

契約者は、契約の終了時に、少なくとも3年以上継続して勤務したという条件で、この規程が効力を持つ以前の契約期間についても全契約期間の給与の合計の $\frac{1}{2}$ の退職金が支給される。ただし、その最高額は5万リヤールである。

質問

死亡した契約者の遺族は、契約者の行った職務に帰因する権利を受けることができるか。

答

3年以上の契約期間の後に契約者が死亡した場合は、その遺族は第41節および第42節の定める所に従って契約者の退職金を要求する権利がある。

質問

契約者が、非サウディ・アラビア人雇用規程が適用される職に移る以前に、一般の労働者の賃金で働いていた場合、退職金はどのように扱われるのか。

答

第41節に述べられた退職金は、非サウディ・アラビア人雇用規程が適用される職に就いていた期間について考慮されるものであるから以前の職については、一般労働者の規程に従うものとする。

質問

契約者が、定年に達したり、辞職願いの受理、サウディ・アラビア国籍の取得、あるいは彼に対する刑罰の施行により、契約が終了し、契約終了後も他の政府機関でない所に雇用されたり、自分で事業を始めたりして、本国に帰国しない場合、退職金はどのように扱われるか。

答

刑罰の施行による契約の終了以外は、第41節、第42節の定める所によって、契約者に退職金が支給される。また内務省の指令の定める所により、契約者に、契約終了後も、王国内にとどまることは許可されない。また契約終了時に、契約者の帰国が自動的に行われるように、契約者を雇用していた機関は、契約者の身柄を抱束しなければならない。

これについては、ヒジュラ暦1397年11月19日付の文官局布告第42号を見よ。

質問

契約者が、サウディ・アラビア国籍を取得し、サウディ・アラビア人職員の規則に基づいて職務に任命された場合、非サウディ・アラビア人雇用規程に基づく契約期間は、退職金の考慮の場合、国籍取得後の職務に従事した機関に加えられるのか。

答

ヒジュラ暦 1391 年 1 月 21 日付の王室布告第 3 - m 号の発布後に国籍を取得した契約者については、国籍取得前の職務期間は、退職金を目的として、国籍取得後の契約期間に加えられない。

質 問

契約者の勤務先に移動があった場合、その退職金を負担するのは、どこであるか。

答

非サウディ・アラビア人雇用規程が適用される機関には、契約者の職務を移動する効力はなく、その契約は継続しているものとみなされる。そして、契約の終了時に契約者の勤務していた機関がその退職金を負担する。また非サウディ・アラビア人雇用規程の適用されない機関については、そこで遂行された職務についてのみ、その原則に従って退職金を負担すればよく、他の機関での職務については責任を負はない。

質 問

契約者が、3年間継続して勤務し、契約終了後に退職金が支払われた。その後他の機関に2年間勤務し、それ以上の契約の更新を望まなかった場合、その2年間の勤務についての退職金を要求する権利はあるか。

答

契約者が、2年間勤務しそれ以上の契約更新を望まない場合は、その2年間については退職金を要求する権利はない。なぜなら、以前の契約に関しての彼の権利は、その退職金が支払われたことで精算され、後の契約は、以前の契約の延長とはみなされないし、後の契約についても、退職金が許可される最低契約期間である3年間に満たないからである。

質 問

契約者が、その家庭的な理由で、契約が終了して、契約が更新され、新しい契約期間に入った後で、契約の更新の意志がなくなったことを表明し、この規定の第 38 節に定められた所に従って、その権利の精算を求めた場合、それは許可されるか。

答

契約者が、その時在職中であれば、それは辞職願いとみなされ、それを契約者を雇用する機関が受理すれば、その権利の精算は認められるが、契約者が勤務を正当な弁明なしに怠っている場合は、第 40 節の定める所に従って、契約は終了し、第 45 節の定める所に従って、契約者の権利は失われる。

1397年11月19日

布 告

殿

拝敬

当局は、ヒジュラ暦1397年10月12日付の内務大臣殿下の教書第27092-26号を受理致しました。この教書は、内務省、当局、商務省の代表からなる委員会の勧告に対する殿下の同意を含むものであります。この委員会は、政府機関との契約者が、契約終了後、個人的な事業を始めたり、政府機関以外の所に勤務を希望したりする場合について検討するために召集されたものであり、その勧告は以上の通りであります。

1. 外国人契約者が、辞職後や、契約終了後に王国内で個人的な事業を始めることは許可されるべきではない。ただし商務大臣が、公共の利益のために、それを許可する必要があると考えた場合は、契約終了後3年以上経過した者に限って許可すべきである。
  2. 契約終了後、契約者の帰国が自動的に行われるように、契約者には、自分の事業のためや、政府機関以外の場所に勤務するために、その職務を辞職することを許可すべきではない。
- 以上の件、関係各所にお知らせおき願いたく存じます。

敬 具

文官総局長

トルキー・ハーリド・スダイリー

#### 第42節

外国の政府機関から派遣された契約者は、少なくとも3年以上継続して勤務したという条件で、この規定が効力を持つ以前の契約期間についても、全契約期間の給与の合計の $\frac{1}{4}$ の退職金が支給される。ただしその最高額は2万5000リヤールである。

#### 質 問

外国の政府機関から派遣された契約者は、退職金を要求する権利があるか。

#### 答

外国の政府機関から派遣された契約者は、彼の派遣が、公式のものであり、その政府と王国政府の間の相互協定に基づくものであれば、この節に定められている条件によって退職金が支給される。

#### 質 問

契約者の派遣は、どのように行われるのか。

#### 答

契約者の派遣は、両国政府間の人的資源の活用に関する協定に基づいて行われ、契約者には、派遣の条件などに関与することは認められない。契約は、協定の定める所に従って、派遣期間中、継続する。

#### 質 問

外国政府機関から派遣された契約者が、派遣期間の終了後、個人的に契約を結んだ場合、退職金はどのように支給されるのか。

#### 答

派遣期間の契約と、個人的契約は、別々に扱われ、それぞれの契約について、第41節、第42節に定められている所に従って、退職金が支給される。

#### 質 問

契約者が教員の場合は、その契約期間は、第10節に定められているように、学年制度によって決定される。契約期間が3年未満であった教員については、退職金を要求する権利があるか。

#### 答

第10節に定められている所は、教員の場合の契約開始、終了の時期に関する問題であり、第41節、第42節に述べられている退職金が支給される条件を変更するものではない。よって契約期間が3年間継続したものでない限り退職金は支給されない。

#### 第43節

1. 契約が、職務の廃止や公益のための解雇で終了した場合は、2カ月分の給与が残りの契約期間に相当する給与のいずれか少額の方が補償される。

2. けがや病気で職務に従事できなくなった契約者や、契約者が死亡した場合のその遺族は、サウディ・アラビア人官吏が文官法およびその施行規程に定められている所に従って扱われるのと同じように扱われる。ただし、そのけがや病気、死因が、仕事上、発生したという条件のもとにおいて

である。

#### 質 問

契約者が職務を怠ったために、契約が解消された場合、この節のaに定められている補償を要求する権利があるか。

#### 答

この節で述べられた補償は、契約が職務の廃止、公益のための解雇によって終了した契約者のみに許可されるものであり、職務を怠ったことにより契約を解消された者には、その権利はない。

#### 第 44 節

第 41 節、第 42 節、第 43 節 1. に定められた退職金、補償は、契約終了時の契約者の給与に基づいて計算される。

#### 第 45 節

契約者が職務を怠ったために、契約が終了した場合や、裁判所の裁定による解雇、刑罰の施行による解雇によって契約が終了した場合は、契約者の休暇期間に対する補償、退職金に関する権利は失われる。

#### 質 問

契約者が、その資格証明書を偽造したことで罪に問われ、契約が終了した場合、契約終了時に支給される航空券を要求する権利があるか。

#### 答

この節では、その権利を剥奪することは、述べられていないので、当局は、航空券の支給が許可されると考える。

#### 第 46 節

以下のような状況において、契約期間終了以前に契約が終了した場合は、契約開始時に支給された住居費は、返却する必要はない。

1. 契約者が死亡した場合。
2. 公益のために解雇された場合。
3. サウディ・アラビア国籍の者の雇用が可能になった場合。

これ以外の理由で、契約が終了した場合は、契約者が、職務に従事した月数に基づいて計算された住居費だけが支給され残りは返却しなければならない。

#### 質 問

この節では、ここに述べられた理由以外によって契約が終了した場合、契約者が職務に従事した月数に基づいて計算された住居費のみが支給され、残りは返却しなければならないと定められているが、

職務に従事した期間の計算においては、月数のみが考慮され、一カ月に満たない日数は切り捨てられるのであるか。

答

住居費の計算は、職務に従事した日数に基づいて行われ、ここに述べられた理由で契約が終了した日から、本来、契約が終了すると考えられていた日までの日数に相当する住居費を返却しなければならない。

#### 第47節

契約者が死亡した場合は、契約者を雇用していた機関は、その遺体と家族を本国へ送るための費用を負担する。またこの規程の第18節に定められた所の契約者の家族の1人が死亡した場合は、その機関は、その遺体を本国へ送る費用とその付添人の航空券を負担する。

#### 第48節

1. 以前に他の政府機関に勤務していて、その契約期間の終了、辞職、職務の廃止などの理由で職務を辞任した非サウディ・アラビア人と、その機関の承認の後に契約を結ぶことができる。ただし、その人物の勤務期間の最後の年の勤務評定が少なくとも「良」でなくてはならない。
2. 公益のための解雇により契約の終了した非サウディ・アラビア人とは、その解雇を決定した機関の承認がなければ、再契約することはできない。
3. 職務不履行、職務に対する不適性、裁判所の裁定による解雇、刑罰の施行などの理由により、契約が終了した非サウディ・アラビア人と新たに契約を結ぶことはできない。

### 第9章

#### 第49節

契約者に支払われるすべての金銭や、契約に基づいて与えられる物質的、金銭的特権は、課税の対象となる。

#### 第50節

契約についての契約者の不平は、契約者を雇用する機関に出され、その機関は、その見解と共に、その不平を文官局へ伝達する。局は、その不平についての見解を表明し、それを機関に通知する。そして最後に局が決定を下す。

#### 第51節

政府各機関の長官は、サウディ・アラビア人官吏に適用される原則に従って、この規程の施行を適



切に行わなければならない。

#### 第52節

第14節に定められた所を犯さずに、この規程は、新規の契約者には、契約が結ばれた日から適用される。また、この規程が施行される以前の契約者については、契約者については、契約期間が1年の者については、契約更新の日から適用され、契約期間が1年以上の者については、この規程が施行された日に最も近い、契約年度の開始された日から適用される。この規程が適用されると共に、第13節の定める所に従って毎年の昇給が許可され、契約が終了し、同一の契約者と契約の更新が行われる場合は、この規程の定める所に従って、新しい契約における給与が決定される。

#### 第53節(米)

文官総局長は、この規程や、付録の給与表に述べられていない資格、能力証明書類を補う権限を有する。これは、単に便宜上のためである。

(米) この節は、ヒジュラ暦1399年5月13日付の文官会議決議第137号により追加されたものである。

文官総局は、外国人の雇用の場合に、文官総局と、外国人の雇用を希望する政府公共機関のなすべきことを明確にしたいと思います。ここに、求人表と求職表の見本(見本番号001および002)を付属致しました。雇用を希望する機関は、これらの表を記入し、文官総局に送付します。文官総局は、これを受け取った後、その職務に要求される条件を満たすサウディ・アラビア人が存在しないのを確かめた上で、その条件を満たす外国人と契約を結ぶために、その職務の名称を国外の雇用事務所に通知致します。そして、ここに付した見本019の書式に従って、条件を満たす外国人をその機関に派遣致します。これに関して以下の点をご考慮いただきたいと思います。

1. 国外の雇用事務所は、新規の契約のみ取扱い、契約の更新、休暇中の契約者のビザその他、契約中の者の問題は、契約者の勤務する各機関が責任を負います。

1398年7月21日

布告

殿

拝啓

ヒジュラ暦1397年8月24日付の以下の項目の承認を決定した内閣決議第1113号をここに通知します。

1. 政府公共機関の職務に対する求人のための雇用事務所を国外に設立すること。この事業は、まず、エジプト、シリア、ヨルダン、パキスタンで開始されます。
2. この事務所は、文官総局に付属する。文官総局は、外務省と共に、この事務所に必要な指示を与えなければならない。文官総局は、この事務所を前述の国のカイロ、ダマスカス、アンマン、カラチに開設した。これらの事務所は、ヒジュラ暦1398年7月1日から、その業務を開始している。  
(2)外国人を雇用しようとする機関は、自分の機関内にその職務に要求される条件を満たす者が存在しないことを確めなければなりません。
- (3)文官総局は、外務大臣殿下宛てのヒジュラ暦1398年7月6日付の書簡第24400-9号により、アンマン、ダマスカス、カイロ、カラチの各雇用事務所は、契約を結んだ外国人には、雇用事務所を通して入国ビザが許可されるということの通達をお願い致しました。この措置が政府各機関の職務上の便宜となれば幸いです。

敬具

文官総局長

トルキー・ハーリド・スダイリー

サウディ・アラビア王国

第 号

機関名

ヒジュラ暦

年 月 日

外国人雇用願

文官総局長殿

拝敬

ここに付した報告書の示す職務に対して外国人の雇用が緊急に要求されております。よって、その雇用のために必要な措置が取られんことを希望致します。

この報告書におけるそれに該当する職務の番号は、 であります。

この職務の地位がすべて空いており、我々の機関内には、その職務に要求される資格を満たす者が存在致しません。

敬 具

責任者

署 名

氏 名



サウディ・アラビア王国 第 号

雇用事務所 ヒジュラ暦

(所在地) 年 月 日

外国人契約者の派遣

殿

殿

拝敬

貴機関のいくつかの職務に、外国人を雇用したいとの希望に答え、ここに、その1つの職務について、下記の者との契約が完了しましたので、報告致します。

氏名

職務

給与

勤務地

これは、貴国のヒジュラ暦13 年 月 日付の書簡第 号に基づくものであり、関係文書のすべてに付属するものであります。契約の署名のために必要な措置を取られんことを希望致します。

敬 具

雇用事務所(所在地)代表

サウディ・アラビア王国

第32号

文官総局

ヒジュラ暦

1398年6月16日

布 告

殿

拝敬

いくつかの政府機関から、ヒジュラ暦1398年3月1日の当局の決議第2号についての質問が寄せられております。この決議は、そこに明らかにされた職務に従事する者に対して、手当て金の支給を決定したものでありますが、質問は、これが、非サウディ・アラビア人職員にも適用されるかどうかということであります。

この決定は、文官法の規程に服するサウディ・アラビア人職員のみ適用されるものであり、非サウディ・アラビア人雇用規程に服する契約者には適用されません。

以上の点、御理解いただきたいと思ひます。

敬 具

文官総局長

トルキー・ハーリド・スダイリー

1398年10月29日

## 布告

殿

拝敬

いくつかの政府機関から、非サウディ・アラビア人雇用規程の適用が開始された日付についての質問が寄せられております。その質問はこの規程の適用の開始が、文官会議が、この規定を決定したヒジュラ暦1398年8月1日からなのか、それとも内閣官房長官殿下の教書によりそれが公布されたヒジュラ暦1398年9月9日からなのか、というものであります。そこで当局としては、この新規程に関するいくつかの問題点を明らかにしたいと思います。

1. 新規程の適用は、文官会議決議が出されたヒジュラ暦1398年8月1日からである。ただし文官会議決議の第2項に述べられているように、教員に対しては、ヒジュラ暦1398年11月1日から適用される。

2. 教員については、前述の文官会議決議の第2項により、新規程の適用は、ヒジュラ暦1398年11月1日からである。したがって、教育に関しては、ヒジュラ暦1398年10月30日までは、以前の規程に従うものとする。そしてヒジュラ暦1398年11月1日から新規程が適用され、それに基づき、給与、その他の権利が決定される。

3. 以前の規程に従って、契約者に支給されていた12%の手当て金は廃止される。その期日は、新規程が適用される日からである。なぜならば、この規程の付録の給与表にそれが含まれているからである。

4. 技術、事務職助手給与表に定められている資格を有しない調理師、調理師助手、給仕、保健夫などについては、文官総局のヒジュラ暦1397年7月14日付の布告第43-9号に付属している給与表が適用される。

5. 新規程に基づいて契約者の資格を考慮し、給与が決定されたならば、すでに、以前の職歴について考慮される昇給が認められた者として、この規程の第13節に定められた一年ごとの昇給は許可されない。

6. 前項の例外として、終了した契約に基づく給与が、新規程の定める給与よりも多い場合は、以前の給与に基づいて、契約を更新することができる。また、この規程の第13節に定められた昇給が許可される。

以上の点をよく御考慮願いたいと思います。

敬 具

文官総局長代理

ムタッラブ・アブドゥラー・ナフィーサ



## 決 議

### 文官会議

この決議は、ヒジュラ暦1397年7月10日付の王室布告第48-m号によって発布された文官会議法の第9条b項に基づくものである。

またこの決議は、多くの政府機関に質問が寄せられている、以前に契約者に支給されていた12%の手当金の問題についてのあいまいな点や疑問点を解消させるために、文官会議から決議を出すことを要請した文官総局長のヒジュラ暦1399年3月16日付の教書第105-1-2号に応えるものである。

この決議にあたって、この手当金についての2つの内閣決議であるヒジュラ暦1395年7月5日付の決議第835号、ヒジュラ暦1396年2月15日付の決議第305号が検討された。

また、この決議は、この手当金を廃止し非サウディ・アラビア人雇用規程付録の給与表にそれを含まれることを述べた、ヒジュラ暦1398年10月29日付の文官総局布告第60-9号に基づくものであり、決議にあたっては、ヒジュラ暦1398年8月1日付の文官会議決議第45号により発布された非サウディ・アラビア人雇用規程が検討された。

また、この問題に関するヒジュラ暦1399年3月21日付の文官会議事務総局の覚書第167号が参照された。

### 決議事項は以下の通り

1. 12%の手当金の廃止についてのヒジュラ暦1398年10月29日付の文官総局布告第60-9号に述べられたことを支持する。その手当金は、ヒジュラ暦1398年8月1日付の文官会議決議第45号により発布された非サウディ・アラビア人雇用規程付録の給与表に含まれた。
2. 非サウディ・アラビア人雇用規程に基づく契約更新後、給与の減少した者（以前の給与と12%の手当金を加えた額に比較して）には、その者が、非サウディ・アラビア人雇用規程が発布された時に職務に従事していたという条件で、減少した額が、手当金の形で支給されヒジュラ暦1399年5月1日から、それは給与の一部とみなされる。

副首相兼文官会議長

ファハド・ブン・アブドル・アジーズ

## 第 10 章 付 録

### 付録(1) 雇用契約書の形式

サウディ・アラビア王国

#### －雇用契約－

ヒジュラ暦 年 月 日

西 暦 年 月 日

契約は、次の両者の間で結ばれた。

機関名 (以下「機関」と云う。)

契約者名 (以下「契約者」と云う。)

両者は以下の項目の定める所について同意するものとする。

- (1) 契約者は 〃 の職務を行い、この職務は次のことを含む。
  - 1.
  - 2.
  - 3.
  4. その他、機関が契約者に与える任務。契約者は、その責任をできる限り正確にそして忠実に遂行しなければならない。
- (2) この契約は、 〃 年間、効力を持ち、契約期間は、契約者が王国に向ってその本国を出発した日から始まるものとする。ただし本国を出発してから実際にその職務の仕事に従事するまでの期間が3日を越えてはならない。また契約者がその職務が存在し、そこで契約を結んだ国に居住している場合は、実際にその職務の仕事に従事した日から契約期間が始まるものとする。
- (3) 機関は、契約者に 〃 サウディ・リヤールの月給と、 〃 サウディ・リヤールの交通費を、ヒジュラ暦に従ってその月末に支払う。
- (4) 機関は、以下のように、契約者とその家族に航空券を保証する。
  1. 契約開始時に、本国から王国へ来る時。ただし職務に任命された時に王国に居住していた場合はこの限りではない。また契約期間が終了して本国に帰る時。ただし職務に任命された時に王国に居住していた者や、契約期間が2年未満であった者はこの限りではない。
  2. 契約者に、正規の休暇が許可された時に、契約期間中、毎年1回、王国とその本国の間を往復する場合。
  3. 航空券が支給されるのは、契約者自身を含めて、その家族につき4人までである。
- (5) 機関は契約者に以下のものを支給する。
  4. サウディ・リヤールの住居費。これは契約開始時に1年分が1度に支給され、その後は

契約更新ごとに新年度の始めに支給される。ただし、機関が契約者に住居を保証した場合はこの限りではない。

2. 契約開始時に、契約者の月給の50%に当る支度金が支給される。

(6)契約者は、1年間に45日の有給休暇を取る権利がある。教員については、夏期休暇は、正規休暇と同じものとみなされる。機関は、休暇中に、1年間の休暇が45日未満にならない条件で、教員に職務を命じることができる。

(7)必要な場合には、休暇を2回に分けて取ることができる。そして休暇中に使用した航空券は、後半の休暇が与えられた時にまとめて支払われる。

(8)機関は、必要があれば正規休暇を延期することができる。ただし延期期間が5カ月を越えてはならない。また機関は、契約者の同意があれば、休暇の全部または一部を取り消すことができる。その場合、その補償は、その取り消された休暇の期間に相当する契約者の給与をもって行われる。

(9)契約者が、けがや病気のために一時的に職務に従事できなくなった場合は、1年間に1カ月の有給病気休養を取ることができ、その期間は給与は全額支給される。また病気休養はさらに2カ月間延長できるが、この期間については、給与の $\frac{1}{2}$ が支給される。ただし契約者が、正規休暇で王国外にいる時に、けがをしたり病気になった場合は、それは病気休養とは認められない。

(10)契約者(女性)は、1年間に45日の正規休暇を取ることができる。

(11)1. 契約者は、ヒジュラ暦1397年7月10日付の王室布告第49-m号により発布された文官法の「義務」と題された第2章第2条に述べられていることおよび文官法施行規程に述べられていることに従うものとする。

2. 契約者は、契約中に犯した職務上の過失に関しては、ヒジュラ暦1391年2月1日付の王室布告第7-m号により発布された職員懲罰法に従うものとする。

(12)契約者が、契約を結んだ日から1カ月の間正当な弁明なしに、職務の遂行に従事しない場合は、機関は、契約を取り消すことができる。機関は、契約者に契約の取り消しを書面で通知し、契約者のすべての権利は取り消される。

(13)機関、契約者のどちらかが、契約の更新を希望しない場合は、少なくとも契約終了の2カ月前に、それを相手方に書面で通知しなければならない。

(14)以下のような場合、契約は、その期間の終了する前に終るものとする。

1. 辞職願いが受理された場合。
2. 連続15日間以上、正当な弁明なしに職務に従事することを怠った場合。
3. 職務が廃止された場合
4. 職務の遂行が不可能である場合。
5. 職務に対する適性がない場合。
6. 裁判所の裁定により懲戒免職になった場合。
7. 公益のために解雇された場合。

8. 法により有罪を宣告された場合。

(15) 1. 契約者は、契約が終了する時に最低3年以上継続して勤務したという条件で、全契約期間の給与の合計の  $\frac{1}{2}$  の額の退職金が支給される。ただしその最高額は5万リヤールである。

2. 外国政府の機関から派遣された契約者については、契約終了時に、最低3年以上継続して勤務したという条件で、全契約期間の給与の合計の  $\frac{1}{4}$  の額の退職金が支給される。ただしその最高額は2万5000リヤールである。

(16) 1. 契約が、職務の廃止や公益のための解雇で終了した場合は、2カ月分の給与か残りの契約期間に相当する給与のいずれか少額の方が補償される。

2. けがや病気で職務に従事できなくなった契約者や、契約者が死亡した場合のその遺族は、サウディ・アラビア人官吏が文官法およびその施行規定に定められている所に従って扱われるのと同じように扱われる。ただし、そのけがや病氣、死因が、仕事上発生したという条件のもとにおいてである。

(17) 契約が、職務欠勤、裁判所の裁定による解雇、刑罰の施行により終了した場合は、休暇期間の補償、退職金についての契約者の権利は失われる。

(18) 契約者に支払われるすべての金銭や、契約に基づいて与えられる物質的、金銭的特権は、課税の対象となる。

(19) 契約者が、死亡した場合は、機関は、その遺体と家族を本国へ送るための費用を負担する。またこの規程の第18節に定められた所の契約者の家族の1人が死亡した場合は、機関は、その遺体を本国へ送る費用とその付添人の航空券を負担する。

(20) 契約についての契約者の不平は、機関に出され、機関は、その見解と共にその不平を文官局へ伝達し、最後に局が決定を下す。

(21) ここに述べられていない問題についてはヒジュラ暦1398年8月1日付けの文官会議決議第45号により発布された公職における非サウディ・アラビア人雇用規程を参照すること。

(22) この契約書は、1枚の原本と1枚の写しが用意され、契約を結んだ機関は、写しの一枚を契約者に与え、原本と他の写しを保管する。

契 約 者

機 関

氏 名

機関名

署 名

職務名

署 名

職種別給与表

- 付録(2) 医師給与表
- 付録(3) 技術者給与表
- 付録(4) 専門職給与表
- 付録(5) 一般教育教員給与表
- 付録(6) 職業技術教育教員給与表
- 付録(7) 技術及び事務職助手給与表
- 付録(8) 政府公機関事務職員給与表

給与表の適用に関する質問

質問

契約期間中、学歴・職歴証明書の原本は、契約者の記録簿に保管されなければならないか。

答

保管されるのは、その写しでよい。ただし、それ以前に、原本のまちなないことが、よく確認され、その写しは、契約者を雇用する機関の承認を得なければならない。

付 録 (2)

－医師給与表－

資 格	月給(単位: リヤール)	基 本 給	1年の職歴に 対する昇給	職歴年数の 上 限	月給の最高額
医 学 学 士		4,000	200	15	7,000
医学学士で、学士過程、修了後、少なくとも1年間研究を行った者。		4,300	220	15	7,600
医学修士・あるいは学士過程修了後に少なくとも2年間、それに匹敵する研究を行った者。		4,600	250	15	8,350
医学博士・あるいは学士過程修了後に少なくとも3年間、それに匹敵する研究を行った者。		5,500	300	15	10,000

この表に基いて給与が決定されるときは、以下の点が考慮されねばならない。

1. 医学学士過程は、6年間、歯科の場合は5年間であり、そのうち1年間が準備教育過程、残りは専門教育過程である。
2. 給与の決定にあたって考慮される職歴とは、国立病院あるいは大学病院あるいは承認された一般病院における職歴であり、個人の診療所や、承認されていない病院における職歴は考慮されない。

3. 給与は、医師が政府機関の職務に専心し、1日に3時間以上の追加勤務を行う義務のもとに、支給されるものである。
4. 契約時において、医師は、2年以上の職歴を有しなければならない。ただしこの条件を適用することが不可能な場合は、この限りではない。
5. 大学の教授団の一員であった経歴を持つ医師には、契約年度の終りに2カ月分の月給に相当する額の報酬が支払われる。
6. 国防省、内務省、国防軍に勤務する医師には、月給の10%の昇給が許可される。ただし、それが許可されるのは、医師の勤務地が、都市外に位置する軍事施設である場合である。
7. 法医学を専門とする医師（検死官など）の待遇も一般の医師の待遇に準ずる。

付 録 (3)

－技術者給与表－

資 格	月給(単位: リヤール)	基 本 給	1年の職歴に 対する昇給	職歴年数の 上 限	月給の最高額
工 学 学 士		2,900	130	15	4,850
工 学 修 士		3,400	150	15	5,650
工 学 博 士		4,100	300	15	8,600

この表に基づいて給与が決定される時は、以下の点が考慮されねばならない。

1. この給与表が適用される、技術者とは都市計画技師、電気技師、建築技師など大学で専攻課程を学んだ者である。
2. 給与の決定にあたって考慮される職歴とは、技術的職務において行われたものであり、それは、政府機関や、承認された技術者協会などの発行した証明書により証明されたものでなくてはならない。
3. 給与は、契約者が、政府機関の職務のみに専心する義務のもとに支給されるものである。
4. 契約者は、2年以上の実際の職務経験がなければならない。ただしこの条件を適用するのが困難な場合はこの限りではない。

付 録 (4)

－ 専門職給与表－

資 格	給与(単位: リヤール)	基 本 給	1年の職歴に 対する昇給	職歴年数の 上 限	月給の最高額
学 士		2,100	150	15	4,350
修 士		2,900	150	15	5,150
博 士		3,600	200	15	6,600

この表に基づいて給与が決定されるときは、以下の点が考慮されねばならない。

1. 給与の決定にあたって考慮される職歴とは、契約者が任命される職務における職歴である。
2. 給与は、契約者が、政府機関の職務のみに専心する義務のもとに支給されるものである。
3. 契約者は、2年以上の実際の職務経験がなければならない。ただしこの条件を適用するのが困難な場合はこの限りではない。
4. この給与表が適用される専門的職業とは以下のものを指す。
  - (1) 医師と技術者は、この専門的職業には含まれない。
  - (2) コンピューター・プログラマー、会計士、翻訳士、印刷物検閲官、税理士、海上保安官、税関吏、測量士、簿記係など、その他、文官総局が、これに加えられるべきと考える官職。

付 録 (5)

—普通教育教員給与表—

資 格	月給(単位:リヤール)	基 本 給	1年の職歴に対する昇給	職歴年数の上限	月給の最高額
中学校を卒業し、2年間、教育学についての教育を受けた者		1,170	60	15	2,070
中学校を卒業し、3年間、教育学についての教育を受けた者		1,340	60	15	2,240
中学校を卒業し、4年間、教育学についての教育を受けた者		1,510	60	15	2,410
中学校を卒業し、5年間、教育学についての教育を受けた者		1,680	60	15	2,580
中学校を卒業し、6年間、教育学についての教育を受けた者		1,840	60	15	2,740
普通高校を卒業した者		1,340	70	15	2,390
普通高等学校を卒業し、1年間、教育学についての教育を受けた者		1,510	70	15	2,560
普通高等学校を卒業し、2年間、教育学についての教育を受けた者		1,680	70	15	2,730
普通高等学校を卒業し、3年間、教育学についての教育を受けた者		1,840	70	15	2,890
教育学以外の大学学士課程修了者		1,930	85	15	3,215
教育学以外の大学学士課程を修了し、		2,260	100	15	3,760
教育学以外の大学修士課程修了者		2,430	100	15	3,930
教育学の大学学士課程修了者		2,180	100	15	3,680
教育学の大学学士課程を修了し、さらに1年以上、教育学を修めたという証明書を有する者		2,520	100	15	4,020
教育学の大学修士課程修了者		2,850	120	15	4,650
大学博士課程修了者		4,100	150	15	6,350

この表に基づいて給与が決定されるときは、以下の点が考慮されねばならない。

1. この給与表が適用される教員とは、この規程の第3節に定められた所の者を指す。
2. この給与表に定められた資格を有しない者と契約を結ぶことはできない。
3. 教育部門の契約者は、教育学に関する資格を有していない場合は、2年以上、職務に従事した経歴がなければならない。
4. 特に優秀な能力を有する者には、20%の昇給が許可される。それについては、毎年、学年度の始めに文官総局が決定する。



付 録 (6)

職業技術教育教員給与表

資 格	月給(単位:リヤール)	基 本 給	1年の職歴に対する昇給	職歴年数の上 限	月給の最高額
工業中学校、あるいは農業中学校を卒業した者		1,270	80	15	2,470
中学校を卒業した後、2年間の農業教育あるいは工業教育を受けた者		1,500	80	15	2,700
工業あるいは農業高校卒業後、あるいは、中学校を卒業した後、3年間の農業教育あるいは工業教育を受けた者		1,800	100	15	3,300
普通高校あるいは職業高校を卒業した後に1年間、工業あるいは農業教育を受けた者		2,000	100	15	3,500
普通高校あるいは職業高校を卒業した後に2年間、工業あるいは農業教育を受けた者		2,300	100	15	3,800
普通高校あるいは職業高校を卒業した後に3年間、工業あるいは農業教育を受けた者		2,650	100	15	4,150
普通高校あるいは職業高校を卒業した後に4年間、工業あるいは農業教育を受けた者		2,900	120	15	4,700
工 学 学 士		2,900	120	15	4,700
工 学 修 士		3,400	150	15	5,650
工 学 博 士		4,100	300	15	8,600
商業高校を卒業した後に、1年間、商業教育を受けた者		1,550	80	15	2,750
商業高校を卒業した後に、2年間、商業教育を受けた者		1,750	80	15	2,950
商 学 学 士		2,100	100	15	3,600
商学学士であり、1年以上教育学についての教育を受けた者		2,300	100	15	3,800
商 学 修 士		2,900	120	15	4,700
商 学 博 士		4,100	150	15	6,350

この表に基づいて、給与が決定される時は、以下の点が考慮されねばならない。

1. この給与表は、職業教育のための学校、訓練所の教員に対して適用されるものであり、普通教育の教員には適用されない。職業教育が行われる場所は、工業、農業、商業学校、職業訓練所、看護学校などである。
2. 普通高校卒業後 4年間の工芸、美術教育を受けた者の資格は、普通高校卒業後、4年間の工業あるいは農業教育を受けた者の資格と同等である。

3. 高等技術専門学校の卒業証明書は、場合によって、工学学士、工学修士の資格と同等に扱われる。
4. 農学、獣医学、看護学の学士号、修士号は、工学におけるそれと資格において同等である。
5. 医学における資格を有する者には、医師の給与表が適用される。
6. 製図、看護についての資格を有する者には、技術・事務職職員給与表が適用される。
7. 給与の決定において考慮される職歴とは、公立の学校、機関や承認された私立学校などでの職歴である。
8. 契約時において、契約者には、2年以上の職歴がなければならない。ただし、これを適用するのが困難な場合は、この限りではない。

付 録 (7)

技術及び事務職助手給与表

資 格	月給(単位:リヤール)	基 本 給	1年の職歴に対する昇給	職歴年数の上限	月給の最高額
小学校を修了し、1年間の職業教育を修了した者		900	60	15	1,800
小学校を修了し、2年間の職業教育を修了した者		1,050	60	15	1,950
小学校を修了し、3年間の職業教育を修了した者		1,275	60	15	2,175
小学校を修了し、4年間の職業教育を修了した者		1,500	60	15	2,400
職業教育系の中学校を修了した者		1,275	80	15	2,475
職業教育系の中学校を修了しその上に、1年の職業教育を修了した者		1,475	80	15	2,675
職業教育系の中学校を修了しその上に、2年の職業教育を修了した者		1,725	80	15	2,975
職業教育系の中学校を修了しその上に、3年の職業教育を修了した者		1,995	80	15	3,195
職業教育系の高等学校を修了した者		1,725	100	15	3,225
職業教育系の高等学校を修了しその上に、1年以上の職業教育を修了した者		1,950	100	15	3,450
職業教育系の高等学校を修了しその上に、2年以上の職業教育を修了した者		2,250	100	15	3,750
職業教育系の高等学校を修了しその上に、3年以上の職業教育を修了した者		2,550	100	15	4,050

この表に基づいて給与の決定が行われる場合は以下の点が考慮されねばならない。

1. 小学校卒業後、3年間の職歴を有する者は、小学校卒業後、1年間の職業教育を修了した者と資格において同等である。
2. 普通中学校卒業後、3年間の職歴を有する者は、職業教育系の中学校を卒業した者と資格において同等である。
3. 普通高等学校を卒業し、3年間の職歴を有する者は、職業教育系の高等学校を卒業した者と資格において同等である。
4. 現在、在職中のもので、この給与表の最低限の資格を有しない者は、6年間の職歴をもって、小学校卒業後、1年間の職業教育を修了した者の資格と同等とみなされる。
5. ここで考慮される職歴とは、契約者の任命される職務における職歴である。

質 問

1年あるいは2年あるいは3年間の職業教育は受けているが、それ以前に何の学歴のない者の取り

扱いはどのように行われるのか。

答

この給与表に小学校の学歴が明記されている以上、この学歴をそのような者に対して免除することはできない。

質 問

調理師、清浄夫、給仕の給与は、非サウディ・アラビア人雇用規程に基づいて、どのように決定されるのか。

答

ヒジュラ暦 1395 年 7 月 14 日付の文官総局の布告教書第 43-9 号に付属している。調理師、給仕などの給与表に従って決定される。

質 問

日雇い掃除人は、給仕などのような待遇をうけるのか。

答

これらの人々は、日雇いであるから、労働法に従って待遇をうける。

質 問

以前の規程に従って契約が結ばれた者で、3 年間の職歴がないために、学歴を、職業教育の学歴とみなしてもらえない者の待遇はどうなるか。

答

このような場合は、ヒジュラ暦 1399 年 3 月 20 日付の文官総局布告第 13-9 号に従うものとする。

1399年3月20日

布 告

殿

拜啓

非サウディ・アラビア人雇用規程の公布に伴い技術的職務に従事する契約者の有する資格の問題について、多くの政府機関から質問が寄せられております。この問題の検討の結果、以下のように決定されました。これは、技術・事務職助手給与表に適用されるものであります。イコールで結ばれているのは、資格が同等であることを示しております。

- ・ 中学校卒業 + 1年間の職業教育  
= 職業教育系中学校卒業
- ・ 中学校卒業 + 2年間の職業教育  
= 職業教育系中学校卒業 + 1年間の職業教育
- ・ 中学校卒業 + 3年間の職業教育  
= 職業教育系中学校卒業 + 2年間の職業教育
- 普通高校卒業 + 1年間の職業教育  
= 職業高校卒業
- 普通高校卒業 + 2年間の職業教育  
= 職業高校卒業 + 1年間の職業教育
- 普通高校卒業 + 3年間の職業教育  
= 職業高校卒業 + 2年間の職業教育
- 普通高校卒業 + 4年間の職業教育  
= 職業高校卒業 + 3年間の職業教育

以上のような原則に基づいて、契約者の資格が考慮され、その給与が決定されるべきだと考えます。

敬 具

文官総局長

トルキー・ハーリド・スダイリー

付 録 (8)

資格		月給(単位:リヤール)	基本給	1年の職歴に対する昇給	職歴年数の上限	月給の最高額
通訳	普通高等学校を修了し、3年以上、通訳の実務経験のある者		1,600	80	15	2,800
	普通高等学校を修了し、1年以上、外国語の教育を受け、アラビア語から外国語その逆の通訳の堪能な者		1,800	90	15	3,150
	普通高校を卒業し、2年以上、外国語の教育を受け、アラビア語から外国語、その逆の通訳の堪能な者		1,900	100	15	3,400
タイピスト	中学校を卒業し、アラビア語タイプの堪能な者		850	60	15	1,750
	中学校を卒業し、アラビア語タイプ、欧文タイプの堪能な者		1,200	70	15	2,250
	高等学校を卒業し、アラビア語タイプの堪能な者		1,200	70	15	2,250
	高等学校を卒業し、アラビア語タイプ、欧文タイプの堪能な者		1,400	80	15	2,600
その他	大学卒業者		1,400	60	15	2,300
	普通高校卒業者		1,120	40	15	1,720

この表に基づいて給与の決定が行われるときは以下の点が考慮されねばならない。

1. 給与の決定は、この表の資格の分類に基づいて行われる。その資格が大学の卒業証明証に基づく通訳の給与も、この表に従って行われる。
2. タイピストの職については、職の名称によって、給与が決定される。タイピストの職の名称が「タイピスト」だけならば、給与は、アラビア語タイピストの給与に従って決定され、名称が「アラビア語、欧文タイピスト」の場合は、そのように給与が決定される。
3. 「欧文タイピスト」という名称は、「アラビア語、欧文タイピスト」を意味する。
4. 事務職員の給与の決定は以下の要領で行われる。
  - a. その職が、第6等級以上のものであれば、必要な職歴に加え、高校卒業証明書、大学卒業証明証に基づいて給与が決定される。
  - b. その職が、第5等級以下のものであれば、必要な職歴に加えて、高校卒業証明書に基づいて給与が決定される。この場合、大学卒業証明書は考慮されない。
5. 要求される職歴とは、契約者が「タイピスト」「通訳」という名称で勤務した職歴であり、事務職員として勤務した職歴である。
6. 要求される職歴が、その職務に必要な資格の中に含まれている場合は、その職歴に対する昇給は認められない。

調理士、調理士助手、給仕の給与（現在の給与と、ヒジュラ暦 1397 年 5 月 27 日からの新給与の比較）。

	現在の給与				新給与				
	資格	基本給	1年の職歴に対する昇給	給与の最高額	資格	基本給	1年の職歴に対する昇給	給与の最高額	増加率
調理士・調理士助手	初等教育を終了した者	700	30	1,150	初等教育を修了した者または6年間の職歴を有する者	1,000	50	1,750	46%
	読み書きのできる者	600	25	970	読み書きができ仕事を行う能力のある者	800	30	1,250	50%
給仕	初等教育を修了した者	600	30	1,050	読み書きができ仕事を行う能力のある者	750	40	1,350	25%
	読み書きのできる者	450	25	825					80%

文官総局副長官

オスマーン・イブラーヒーム・アフマド

財務省事務官

アブドル・アジーズ・ラード

清掃夫、洗たく夫、理髪師、看護師、保健夫の給与。

職種	資格	基本給	1年の職歴に対する昇給	職歴年数の上限	給与の最高額
清掃夫 洗たく夫 理髪師 看護師 保健夫	読み書きができ、仕事を行う能力のある者	750	40	15	1350

社会福祉省事務官

ファハド・ブン・スルターン・ブン・アブドル・アジーズ

財務省事務官

マンスール・トルキー

文官総局副長官

オスマーン・イブラーヒーム・アフマド

英国人教師の給与

資格	給与(単位:リヤール)	基本給	1年の職歴に対する昇給	職歴年数の上限	給与の最高額
高校卒業後、3年間の教員養成課程を修了した者		2800	100	15	4300
学士		3000	100	15	4500
学士+教育学を修めたことの証明		3400	120	15	5200
学士+外国語教育学を修めたことの証明		3500	120	15	5300
修士		3600	130	15	5550
修士+教育学を修めたことの証明		3700	140	15	5900
修士+外国語教育学を修めたことの証明		3800	140	15	6000
修士+外国語教育学と教育学を修めたことの証明		3900	150	15	7150
外国語教育学の修士		3800	140	15	7000

1. この教育部門において、この表に定められた資格を有しない者との契約はできない。
2. 2年以上の職務経験がない者と契約することはできない。
3. これらの資格を有する者のうちで、英語をアラブ人の学生に教えた経験のある者が望ましい。



非サウディ・アラビア人武官雇用契約

号

第11036-u-7号

ヒジュラ暦1397年5月2日

非サウディ・アラビア人武官雇用契約問題

第2副首相兼国防軍長官殿

拝敬

ここに、非サウディ・アラビア人武官雇用契約の承認を決定したヒジュラ暦1397年4月22日付の内閣決議第583号の写しおよび24項の規程を含む7ページからなる契約書式の写しをお送り致します。

この決議には副首相殿下も同意された所であり、それに基づく必要な措置がとられんことを希望致します。

敬 具

内閣官房長官

ムハンマド・アブドゥラー・スワイサル

ヒジュラ暦1397年4月22日付

内閣決議第583号

#### 閣議

非サウディ・アラビア人雇用規程の第1節、この規程が、国防軍、治安維持軍、国境警備隊、沿岸警備隊、その他の軍事的官職に従事する者には、適用されないことを示している。よってこれらの者に適用される規程を明らかにすることが、差し迫って要請されている。内閣は、この点を考慮し、以下の決定を行った。

1. 非サウディ・アラビア人武官雇用契約を承認すること。
2. 非サウディ・アラビア人武官の雇用は、この契約規程に基づいて行われること。
3. この契約規程は、期間1年以上のすべての契約に適用される。
4. 王国と、外国政府の間で結ばれた協定に基づいて、王国内で職務に従事する、外国人武官には、この契約規程は、適用されない。
5. この契約規程の第3節の1項、5項を犯さずに、この契約規程は、その施行される日から、現在、在職中の者にも適用される。新規程に基づいて決定された給与が、今までの給与より低い場合は、以前の給与に基づいて、契約を結ぶことができる。また、この規程の第3節に従って、毎年の昇給が許可される。
6. 現在、在職中の者については、この契約規程が、施行される以前の契約は、継続しているものとみなされる。これは、退職金の計算を考慮したものである。

内閣総理大臣代理

契約書の形式

サウディ・アラビア王国 No :

閣 議 日付:

非サウディ・アラビア人武官雇用契約

ヒジュラ暦 年 月 日

西 暦 年 月 日

契約は、次の両者の間で結ばれた。

機関名 (以下、「前者」と略される)

契約者 (以下「契約者」と略される)

両者は以下の項目の定める所について同意するものとする。

(1)契約者は、 の職の任務に就き、その責務をできる限り正確にそして忠実に遂行しなければならない。

(2)この契約は、 年間、効力を持ち、契約期間は、契約者が王国に向ってその本国を出発した日から始まるものとする。ただし本国を出発してから実際にその職務に従事するまでの期間が3日を越えてはならない。また契約者が、その職務が存在し、そこで契約を結んだ国に居住している場合は、実際にその職務に従事した日から契約期間が始まるものとする。

契約者が、契約を結んだ日から1カ月の間、正当な弁明なしに、職務に従事しなかった場合は、前者は、契約を取り消すことができる。

(3)給与、諸経費、昇給

1.前者は、契約者に、ヒジュラ暦に従いその月末に月給を支払う。給与は、サウディ・アラビア人士官、兵士の給与額に従う。

2.前者は、契約者に毎月、交通費を支給する。ただし、契約者に、それに代わる交通手段が保証された場合はこの限りではない。その額については、サウディ・アラビア人士官、兵士の例に従う。

3.前者は、契約者に、サウディ・アラビア人士官、兵士の例に従って生活費、衣料費を支給する。

4.前者は、契約者に、サウディ・アラビア人士官、兵士の例に従って、野外活動に対する手当てを支給する。

5.前者は、契約者に、サウディ・アラビア人士官、兵士の例に従って、定期的な昇給を許可する。

6.前者は、契約者に、毎年、その給与の5%以内の昇給を許可することができる。

(4)前者は、契約者とその家族に、以下のように航空券を保証する。

1. 契約期間が始まる時に、本国から王国へ来る場合。ただし職務に任命された時に、王国に居

住していた場合はこの限りではない。

2. 契約者が、正規の休暇を許可された時に、契約期間中、毎年1回、王国とその本国の間を往復する場合。

3. 契約期間が終了して本国へ帰る時。ただし職務に任命された時に王国に居住していた者や、契約期間が2年未満であった者はこの限りではない。

航空券は、契約者を含めその家族の4人にまで支給される。

契約者の家族とみなされる者は次の者である。

1. 妻
2. 法的に契約者が扶養している者。

息子、未婚の娘、両親、弟、未婚の姉妹。

扶養家族の証明は、前者の満足する公式の証明書によって行われる。契約者が、王国と本国の間を往来する場合は、最高距離の航空路をとり、サウディ・アラビア航空を使用することとする。ただし例外的な場合として、契約者が個人で航空券を購入することが、その費用が補償されるという条件で許可される。契約者とその家族が、個人の負担で海路あるいは陸路による旅行を希望したり、王国内で正規の休暇を過ごすことを希望した場合は、契約者には、前者から彼が要求する権利はあったが使用しなかった航空券の金額の $\frac{1}{2}$ が返済される。

(5) (4)で述べられた航空券は、

1. 原則として、2等航空券
2. 目的が達せられるならば3等航空券。
3. 変更することはできない。
4. その代金は、返却されない。

契約者は、王国から本国へ向かうための航空券を本国以外の国へ向から航空券と交換することができる。ただしそれが可能なのは、本国以外の国へ向かう航空券が、本国への航空券と同額あるいは低額の場合か、高額の場合は、その差額を負担するという条件においてである。

(6)前者は、契約者に、3カ月分の給与額に相当する住居費を支給する。ただしその額は5000リヤール以上1万2000リヤール以下である。住居費は、契約開始時に1年分が1度に支給される。その後は、契約更新ごとに、新年度の開始時に支給される。ただし契約者に住居が保証された場合は、この限りではない。住居費は、契約期間終了以前に契約が終了した場合でも、返却する必要はない。

(7)契約者は、1年間に45日の正規休暇を取ることができる。この休暇期間については給与は、全額支給される。

(8)前者は、契約者の正規休暇を延期することができる。ただし延期期間が5カ月を越えてはならない。また、契約者の同意があれば、前者は、正規休暇の全部あるいは一部を取り消すことができる。この場合、その休暇の補償は、取り消された休暇の期間に相当する給与によって行われる。

(9)契約者は、必要な場合には、前者の同意があれば、正規休暇を2つの期間に分割できる。ただし

2つの時間のどちらも15日以上で、1年間のうちに2つの時間に分割した休暇を取らなければならない。前者は、この場合は、後半の休暇のための航空券を保証する。

100 契約者が、けがや病気のために一時的に職務に従事できなくなった場合は、1カ月間の病気休養を要求できる。この期間については給与は全額支給される。この病気休養は、さらに2カ月間、延長することができるが、この期間については給与の $\frac{1}{2}$ が支給される。ただし契約者が休暇で王国の国外にいる期間中けがをしたり、病気にかかった場合は、病身体養を要求できない。けがや病気の証明、病気休養の期間の決定については、サウディ・アラビア士官、兵士に適用される原則に従うものとする。病気休養は、それを要求した契約年度の終了によって終了する。

101 前者は、やむおえない理由があるときは、給与の支給されない例外的な休暇を、契約者に許可することができる。ただし、その期間は、1年に15日を越えてはならない。契約者は、十分な理由があれば、1年間に他の年度の休暇をまとめてとることができる。

102 双方のどちらかが、契約の更新を希望しない場合は、少なくとも契約終了の2カ月前に、それを書面で相手方に通知しなければならない。契約者が、外国政府機関から派遣された場合で、前者が、契約更新の意志がない時は、それを契約者と契約者を派遣した外国政府機関にそれを書面で通知しなければならない。

103 王国国内、国外の契約者の職務上の旅行は、空路によるものとし、契約者の階級が少佐以上の場合は、ファースト・クラス、大尉以下の場合は、エコノミー・クラスの航空券が支給される。前者は、契約者が個人の費用で王国内を陸路で旅行することを許可することができる。ただし陸路をとることによって定められた期日に勤務地に到着できないと考えられる場合は、この限りではない。陸路をとった場合は、空路をとった場合のエコノミー・クラスの航空券に相当する金額が補償される。

職務上の都合で、契約者が、空路の便のない所へ行かなければならない場合は、契約者には、陸路による旅行が保証される。前者は、契約者に個人の費用で旅行することを許可することができる。その場合は、その費用は、補償される。

104 王国内あるいは王国外に出張を命じられた契約者には、サウディ・アラビア士官、兵士の例に従って、出張費が支給される。

105 契約者が、王国内で勤務地の移動を命ぜられた場合、2カ月分の給与に相当する移動費が支給される。ただしその額は1000リヤール以上3000リヤール以下である。移動が、王国内から王国外あるいはその逆であったり、王国外であった場合は、エコノミー・クラスの契約者とその家族の航空券に加えて、家具、日用品の移動費が最高5000リヤールまで支給される。

106 契約者とその家族は、契約期間中、勤務先の機関の職員に保証されている医療サービスを利用することができる。個人医による治療や、王国外での治療は、これには含まれない。

107 契約者が死亡した場合は、前者は、その遺体と家族を本国へ送還するための費用を負担する。

108 以下のような場合、契約は、その期間の終了する前に終るものとする。

1. 辞職願いが受理された場合。
2. 連続15日間以上、正当な弁明なしに職務に従事することを怠った場合。
3. 職務が廃止された場合。
4. 職務の遂行が不可能である場合。
5. 職務に対する適性がない場合。
6. 軍法会議によって解雇された場合。
7. 公益のために解雇された場合。
8. 法によって有罪を宣告された場合。

①9 契約者は、契約が終了する時に、最低5年以上継続して勤務したという条件で、全契約期間の給与の合計の  $\frac{1}{2}$  の額の退職金が支給される。ただしその最高額は3万リヤールである。

また外国政府の機関から派遣された契約者については、契約終了時に、最低5年以上継続して勤務したという条件で、全契約期間の給与の合計の  $\frac{1}{4}$  の額の退職金が支給される。ただしその最高額は1万5000リヤールである。

②0 契約が職務の廃止や公益のための解雇で終了した場合は、2カ月分の給与か、残りの契約期間に相当する給与のいずれか少額の方が補償される。

2. 契約が、契約者が、けがや病気で職務に従事できなくなったり、死亡したことによって終了した場合は、そのけが、病気、死亡か、職務上の原因によるときには、4カ月分の給与が、その他の原因によるときには2カ月分の給与が、契約者またはその遺族に支給される。

②1 契約が、契約者が職務を怠ったことによって終了した場合は、契約終了時に契約者とその家族に支給される帰国のための航空券を要求する権利は失われる。

また契約が、職務不履行、軍法会議の決定による解雇、刑罰の宣告によって終了した場合は、休暇期間に対する補償、退職金に対する契約者の権利は失われる。

②2 契約に再いて、契約者に支払われる給与、その他の物質的、金銭的な利益は、すべて課税の対象となる。

②3 契約者は、士官・兵士法の第3章第1条および第3章第2条に従うものとする。ただし、士官法の第n項および兵士法の第16章は例外である。

また、契約者に関して出されるすべての決議に従うものとする。

②4 この契約書は、1枚の原本と 1枚の写しが用意され、写しの1枚は、契約者に与えられ、前者は、原本と他の写しを保管する。

( 契 約 者 )

( 前 者 )

氏 名

名 称

職務名

職務名

署 名

署 名

王国外の大使・公使館、付属代表機関の職員雇用契約

(これは、ヒジュラ暦 1397 年 7 月 10 日付の王室布告第 49 - m 号により発布された文官法の施行規程に基づくものである。)

王国外の大使・公使館、付属代表機関の職員雇用契約

西 暦                    年    月    日

ヒジュラ暦            年    月    日

次の両者の間で契約が結ばれた。

(1) サウディ・アラビア王国、およびそれを代表する                    ……前者

(2)                    国籍                    ……後者

両者は、以下の事項について同意する。

1. 前者は、後者を                    の職務に雇用する。1 カ月の給与額は、                    で毎月月末に支払われる。

この契約による職務は                    年 月 日から開始される。

2. 後者は、契約が結ばれた日から 3 日以内にその勤務地において、職務に従事しなければならない。ただし、前者の認めたやむをえない理由があるときには、この限りではない。

3. 両者は、以下の点に同意する。契約期間は                    とする。両者のうちどちらか一方が他方に、契約期間の終了の期日の少なくとも 2 カ月前に、契約更新の意志のないことを通知しない場合は、契約は、自動的に更新される。

4. 前者は、後者の勤務地が存在する国の国内において、勤務地外へ 1 カ月間、出張を命ずることができる。この場合、出張期間に対して出張手当が支給される。また、前者は後者に必要な交通機関を保証する。

5. 後者は、1 年間に、                    日間の正規休暇をとることができる。この期間については、給与が支給さえ、後者は、休暇をとる前に、その給与を受けとる。ただし、休暇期間は、最高 30 日までである。

6. 前者は、後者の同意があれば、職務上の都合により、後者の正規休暇を取り消すことができる。この場合、休暇に対する補償は、その期間に相当する給与によってなされる。

7. 後者は、職務の遂行を妨げるような健康上の支障があってはならない。この点については、契約を結ぶ前に証明されねばならない。契約期間中、病気にかかった場合は、承認された医師の診断書に基づいて 1 カ月の病気休養をとることができる。ただし、この病気休養によって契約期間は延長されない。

8. 後者が、死亡したり、けがや病気で職務に従事できなくなった場合は、その原因が、後者の職務遂行上の事故に帰因し、後者に誤りがなかった場合は、サウディ・アラビア王国の労働法に従って取り扱

われる。

9. 後者は、自分の行動において、礼節をわきまえ、職務上の秘密を守らなくてはならない。
10. 前者は、後者に職務遂行の能力がない場合や、品行の悪い場合は、契約を取り消すことができる。この場合、後者の前者に対する権利はすべて失われる。また、前者は、この2つ以外の理由でも、書面で通知することによって契約を取り消すことができる。この場合、前者は、後者に、その補償を、2カ月分の給与をもって行わなければならない。

後者は、契約の取り消しを要求することができるが、前者は、その要求を受け入れることも、拒否することもできる。要求が受け入れられた場合は、後者の前者に対する権利はすべて失われる。要求が拒否された場合に、後者が契約の取り消しをなおも主張した場合は、後者は、前者に対して2カ月分の給与を支払わなければならない。

11. この契約において、両者の間に争議が発生した場合は、サウジアラビア王国の決定に従う。
12. 契約の終了においては、後者に、契約終了直前の給与額に基づいて、全契約期間の給与の合計額の $\frac{1}{2}$ に相当する退職金が支給される。ただし、その最高額は、3万リヤールである。
13. この契約書の写しは、5枚用意され、そのうちの1枚が後者に与えられ、残りの写しは、前者が保管する。

前 者

後 者

氏 名  
署 名

氏 名  
署 名



( 資 料 )

IV

The Five Hospital are  
a Civilizational Indicator  
in Health Services Field

Kingdom of Saudi Arabia

Ministry of Health

Public Relations



## PREFACE

Throughout the last decade 1390—1400 A.H., Kingdom of Saudi Arabia has witnessed great development regarding all economical, social, agricultural and construction aspects of life; in addition to teaching fields for which the State has dedicated huge sums of money.

Those were some of the development fields that had been first inaugurated by the man who first unified the Arabian Peninsula, H. M. the late King Abdul Aziz, may he rest in peace.

Mentioning the development in those fields, we do not mean that they have not received any interest before that fixed date. But, we do mean that that period (1390—1400 A.H.) has been one of the periods through which the Kingdom has become as a bee-hive; moving continuously towards development in all walks of life. Consequently, it has become very difficult for anyone who has been following the phases of development to distinguish which one of those development fields has been the most important and which one of them has taken place first. That has been so because the State has considered the development process as one integrated unity which must proceed through parallel lines. This means that we won't get any benefit out of developing health services, for example, without having consciousness, learning and development of agriculture and water resources.

This developmental integration is the actual meaning of the development concept. Besides, development process and the strategy of its plans have aimed at man from the view point of development and well-being; developing his own consciousness and well-being for his own life.

Health service is considered one of the civilizational development aspects which the Kingdom has witnessed and from which all the citizens as well as the expatriates and residents have benefited. And one of the most outstanding achievements in health service field is the five-hospital project which has been constructed by the Ministry of Health according to the guidance of H. M. King Khaled and H. R. H., Crown Prince, Fahad, in the following five provinces— Jeddah, Medina, Jizzan, Hofuf and Al-Khobar.

This five-hospital project has added (2275) beds to the previous number of beds which amounts to (12655) beds. Now, the total number of beds amounts to (14930) beds. Consequently, the percentage of health service per every thousand of population has increased and become 2.18%.

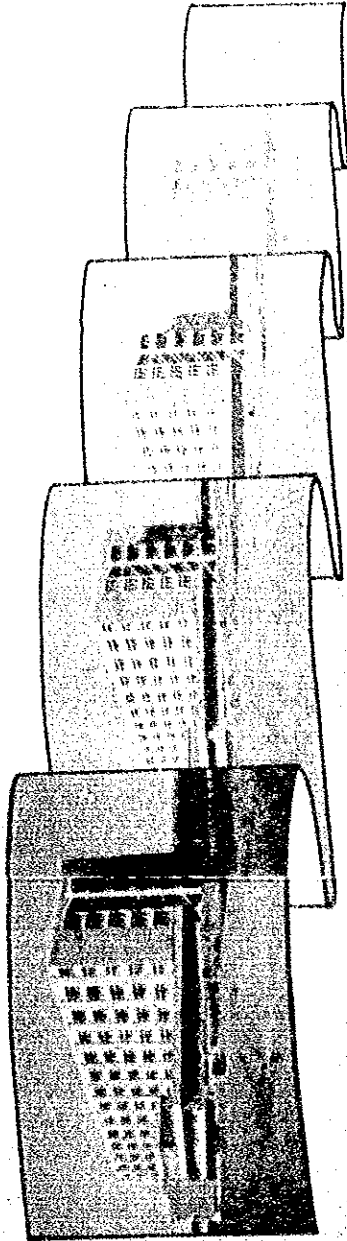
We have pleasure in presenting a brief summary about the five hospitals since the time they had been a mere idea till they became a reality.

To begin with, the construction of these five hospitals started in the fourth month of the year 1396 A.H., i.e., April 1976, and finished in the seventh month of the year 1399 A.H., i.e., June 1979.

Finally, thanks should go to His Excellency Dr. Hussein Al-Jaza'eri, Minister of Health, for his enthusiastic encouragement and personal follow-up to bring out this booklet. Also, I wish to express my gratitude to Organization and Management Department Personnel in the Ministry of Health for being very helpful in preparing all the technical data concerning this project; since this department has been the supervisor on those hospitals as a project from the view point of execution and follow-up from the very beginning till the end. Many thanks and appreciations, too, for everyone who took part in bringing out this pamphlet.

Ministry of Health,  
Public Relations Director,  
ABDUL RAHMAN AL-SALEH.

## IDEA OF THE FIVE HOSPITAL PROJECT



Kingdom of Saudi Arabia has been witnessing a unique development scarcely found in any other developing country. The Kingdom has been passing through development stages in different fields; either in the construction development field or in the field of vital or social environment.

Regarding the field of construction development, the Kingdom has been witnessing great growth in the number of buildings, road paving, water and electricity conducting and constructing the general drainage, etc.

As for the field of vital environment, the Kingdom has been witnessing, too, a large increase in the areas of agricultural lands and their reclamation.

In the social environment field there are the two types of loans granted by Real Estate Development Fund, *i.e.*, the personal loans and those given for investment. These loans are given to encourage people to construct private houses and buildings for investment.

Moreover, there are the industrial development loans dedicated to encourage industry. There are, also, the Agricultural Bank loans to help farmers.

Besides, there is the Social Security System which guarantees good life for old people, orphans and those people who have nobody to support them.

This revival has its clear reflection on public health.

Being a part of the service sector, the Ministry of Health services are closely connected with the people's life.

According to H. M. and H. R. H. guidances to have full interest in health care for all the Kingdom inhabitants and the expatriates as well; by virtue of its speciality; choosing the programme of health care; and keeping pace with the Kingdom complete revival, the Ministry of Health has made comprehensive studies and reached consequently, the following results:

1. The importance of generalizing these hospitals over the Kingdom Administrative Districts and at the same time having in mind the population density, how far the district is and the geographical and climatic conditions.
2. Constructing the kinds of hospitals that offer curative, preventive and rehabilitation services, *i.e.*, integrated services.
3. Those hospitals should have a teaching role for the students of the Colleges of Medicine, Health Institutes, Nurse Schools and those people working in health service sector.

These are the respects from which the idea of constructing the five hospitals sprang.

## THE IDEA OF DISTRIBUTING THE HOSPITALS INTO FIVE DISTRICTS:

The Ministry of Health has made many studies in order to distribute these five hospitals into the suitable places. These studies have taken the following remarks into consideration:

1. Studying the Kingdom geographical environment. This study has included climate, elevations and surface undulations, and means of communications, etc.
2. Studying the environment health conditions including endemic diseases, contagious diseases and the health status of the inhabitants, etc.
3. Studying the social environment such as local customs and traditions, population, and the statistical and vital indicators.
4. Studying health services and number of beds.

These studies have reached many results out of which we mention the following:

1. The Kingdom population by Administrative Districts. (Table, I).
2. Population of the Kingdom main cities with more than 30,000 inhabitants. (Table, II).
3. Number of Health Units in Jeddah, Jizzan, Medina and Eastern District. (Table, III).
4. Number of beds and its percentage to the population in Jeddah, Jizzan, Medina and Eastern District. (Table, IV).

TABLE I

## POPULATION OF THE KINGDOM BY ADMINISTRATIVE DISTRICTS

Administrative Districts	No. Of Population * Communities	No. of Families	Population		
			Settled	Bedouins	Total
Riyadh	1992	198936	965805	306470	1272275
Mecca	4088	325789	1513634	240474	1754108
Eastern District	667	120684	690188	79460	769648
Asser	4597	127131	434884	246477	681361
Medina	1742	98835	282195	237099	519294
Jizzan	4537	85483	387161	15945	403106
Qaseem	509	48724	215447	101193	316640
Ha'il	540	45338	117210	142719	259929
Tabouk	472	33642	105388	88375	113763
Al-Baha	1296	34323	156997	28908	185905
Najran	242	26569	91555	56415	147970
Northern Borders	130	19345	42666	86079	128745
Al-Jauf	85	10243	34093	31401	65494
Al-Qurrayyat	98	5873	18432	12972	31404
Nomadic Site	—	30000	—	210000	210000
Saudis living Abroad at The time of this Census	—	—	73000	—	73000
<b>Total</b>	<b>20995</b>	<b>1210915</b>	<b>5128655</b>	<b>1883987</b>	<b>7012642</b>

\* Population Communities include cities, villages, farms, water resources and Bedouin (Nomadic) Sites.

TABLE III

District	Hospital	Dispensary	Health Centre	Mother and Baby Health Care Centre	Quarantine Centre	Health Office	Health Institute (Male)	Nursing Female	Bilharzia	Malaria	Total
Jeddah	6	33	8	—	2	1	1	1	—	2	54
Jizan	4	42	25	—	5	1	—	1	1	1	80
Medina	11	82	5	—	4	2	—	—	2	2	108
Eastern District	4	66	12	3	17	7	1	1	—	2	113

Table IV

Administrative District	No. of Population	No. of Beds	Percentage Of beds per 1000 population
Jeddah	561104	1138	2.03
Jizzan	403106	408	1.02
Medina	519294	905	1.75
Eastern District	769648	710	00.93

TABLE II

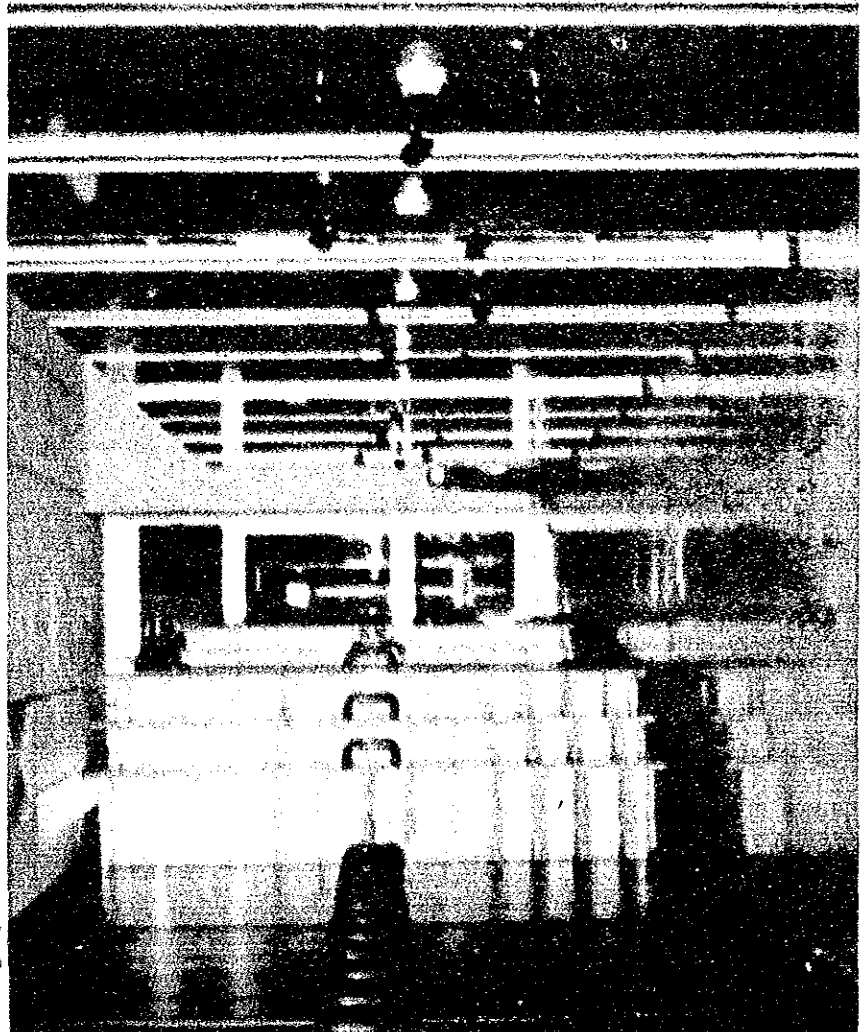
MAIN CITIES IN THE KINGDOM WITH POPULATION MORE THAN 30,000 ARRANGED ACCORDING TO POPULATION NUMBER

City	Administrative District	No. of Families	No. of Population
Riyadh	Riyadh	101506	666840
Jeddah	Mecca	97363	561104
Mecca	Mecca	67947	366801
Taif	Mecca	30877	204857
Medina	Medina	35390	198186
Dammam	Eastern District	21513	127844
Hofuf	Eastern Districts	14551	101271
Tabouk	Northern District	10696	74825
Buraidah	Qaseem	8774	69940
Al-Mobarraz	Eastern District	7775	54325
Khamis-Mushait	Asser	8142	49581
Al-Khobar	Eastern District	9023	48817
Najran	Najran	9149	47501
Ha'il	Ha'il	6065	40502
Jizzan	Jizzan	5648	32812
Abha	Asser	5413	30150

The above mentioned studies have shown us the necessity of constructing general hospitals in the following provinces:

- Jizzan.
  - Jeddah.
  - Medina.
  - Al-Khobar.
  - Al-Hofuf.
- } Eastern District

Drug cupboards in the pharmacy.



In addition to that, the Ministry plan has taken into consideration the idea of comprehension in distributing the hospitals either in small towns or main cities. Now, there are three hospitals under construction with 200 bed capacity each. They are located in Tabouk, Najran and Ha'il. Besides, the Ministry of Health five-year plan includes constructing hospitals in the main cities. According to the plan, a big health compound will be constructed in Riyadh, and a hospital in every one of the following cities, Mecca, Abha and Buraidah.

In view of having obstetrics and gynecology hospitals in both cities Jeddah and Medina, the plan has taken into consideration a new bed distribution in the newly built hospitals in the above mentioned two cities.

The five hospitals have been designed from the view point of the number of beds as follows:

Jizzan General Hospital	487 beds.
Al-Hofuf Hospital	487 beds.
Jeddah General Hospital	460 beds.
Medina Hospital	460 beds.
Al-Khobar Hospital	381 beds.

The thing which has been taken into account is that these hospitals should function as general hospitals to which patients from health units are shifted via specialist out-patient clinics in these hospitals.



The percentage of the five-hospital number of beds compared to the overall number of beds which is found now in the working hospitals:

The overall number of beds of the new five hospitals is (2275) beds whereas the previous number of beds of the hospitals in the districts in which the new five hospitals have been built amounts to (3161) beds.

So, after having constructed the new hospitals in these districts, we get the following number of beds:

$$2275 + 3161 = 5436 \text{ beds.}$$

This means an increase of 71.97%.

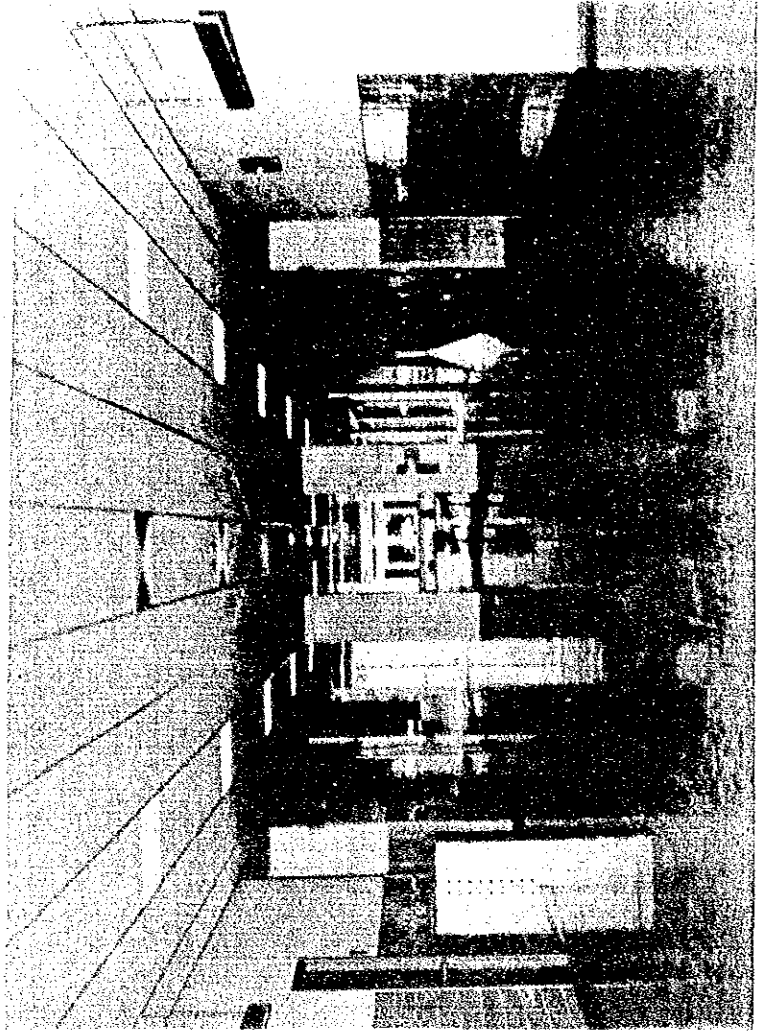
The total number of beds in the Kingdom is 12655. If we added this number to the number of beds in the new five hospitals we get an overall number amounting to (14930 beds). This, in turn, means an increase of 17.56%.

#### COSTS OF CONSTRUCTION FOR THE FIVE HOSPITALS:

The total costs of constructing the five hospitals amount to 1,750,000,000 S.R. And the cost of building the personnel residence compounds amounts to 1,234,500,000 S.R. So, the overall costs are:

Costs of hospitals construction:	1,750,000,000.
Costs of constructing personnel residence:	1,234,500,000.
Costs of constructing supplements:	100,000,000.
<b>The overall costs:</b>	<b>S.R. 3,084,500,000</b>

Hospital Polyclinic Entrance.



**THE IMPACT  
OF THE FIVE HOSPITALS  
ON THE FIELD  
OF HEALTH SERVICES:**

2. Definitely, this increase will be followed by another increase in the number of doctors assigned for every (1000) of population, and an increase, also, in the number of those people working in the health field in general.

3. Constructing general hospitals offering general and specialist health care at highest levels.

4. Arranging the health services in every district in a kind of pyramidal system to have the dispensaries, health offices, health centers, and mother and baby health care centers, etc., functioning as units offering first aid as well as emergency health services; and to have them functioning as filter services selecting the cases that need specialist care and transferring them to those new hospitals either via their out or in-patient sections.

5. Completing the plan drawn by the Ministry of Health to offer all kinds of the integrated health care in the Kingdom such as the curative, preventive, rehabilitation, emergency and social services. That is done by adopting the idea of spreading the dispensaries and private clinics all over the Kingdom as units for primary health care; and the idea of constructing the hospitals as specialist health units. In this respect, the Ministry of Health has made a contract with a company to construct (50) dispensaries to be distributed all over the Kingdom. Now, these dispensaries are under construction and, presumably, they will be finished very soon. The intention, now, is directed towards continuous expansion of the dispensary services umbrella.

6. Connecting the Ministry of Health Services with the training of health workers during their duty; and training students of Medicine as well as Health Institute students like what is going on now in Al-Khobar and Jeddah hospitals.

Constructing the five hospitals in Jizzan, Jeddah, Medina, Al-Khobar and Hofuf has increased the number of beds in these districts; an increase of 71.9% more than what had been found before. This increase, in turn, raised the overall number of beds all over the Kingdom; an increase of 17.56% more than what had been found before. Besides, the five-hospital project has resulted the following:

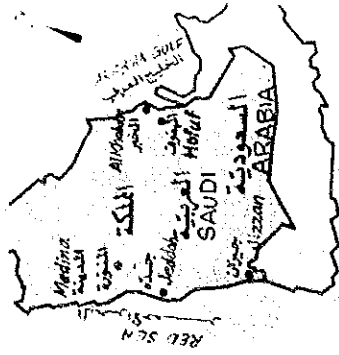
1. Increasing the percentage of beds per every (1000) of population. The previous percentage of beds per every (1000) of population had been:

$$\frac{12955}{7012642} \times 1000 = 1.85\%$$

while the percentage of beds per the same number of population after the project is:

$$\frac{14930}{7012642} \times 1000 = 2.28\%$$

## DESCRIPTION OF THE FIVE HOSPITALS:



### 1. Locations:

- (a) Jeddah hospital is located westward of Medina Road in the city of Jeddah which is the major port on the Red Sea Coast; 1040 kms westward of Riyadh, the capital.
- (b) Medina hospital is located in a suburb of the city, Medina, which is located 1430 kms north west of Riyadh.
- (c) Al-Khobar is situated on the Arabian Gulf; 455 kms eastward of Riyadh. The new general hospital is located north-east of the city.
- (d) Al-Hofuf is located in the Al-Hassa region; 325 kms eastward of Riyadh. The hospital is located south west of the city.
- (e) Jizzan is located on the Red Sea Coast; near the border with the Yemen, *i.e.*, southwest of Riyadh. The hospital is situated north east of the city.

### 2. The floor area of every hospital:

The floor area of the basement (the underground floor) is 7083 m<sup>2</sup> and that of the ground floor is 7384 m<sup>2</sup>. The area of every one of the other floors is 2750 m<sup>2</sup>.

### 3. Bed capacity of every hospital:

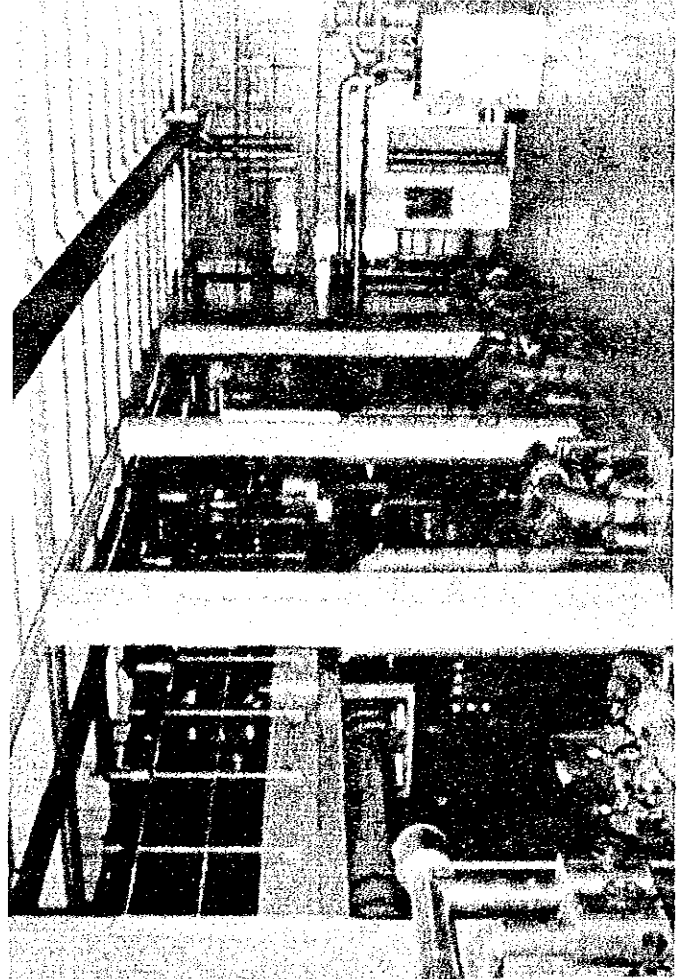
Jizzan — 487 beds.

7. Building the general hospitals in areas of dense population like:

- (a) Jeddah: To face pilgrimage and Omra occasions.
- (b) Medina: To face pilgrimage occasion and that of visiting the Mosque of Prophet Mohammed (May the blessing of God be upon Him).
- (c) Jizzan: Which is the main pathway for pilgrims coming from the Yemen and the Southern Part of the Kingdom.
- (d) Eastern District: To face surplus population and industrial expansion.

The intention is also directed towards having specialist hospitals in some cities like Jeddah and Abha.

Part of Mech. Room.



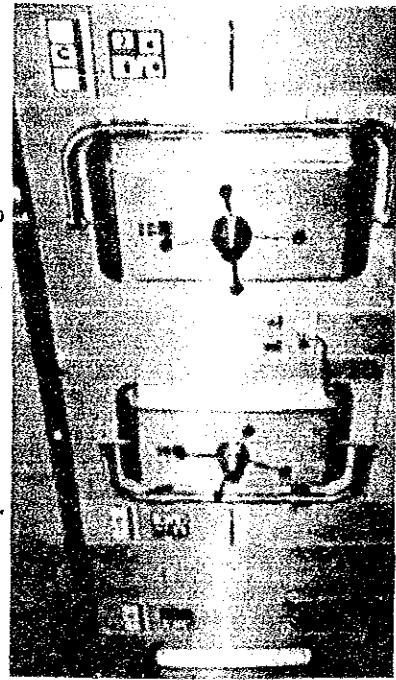
Al-Hofuf — 487 beds.  
 Jeddah — 460 beds.  
 Medina — 460 beds.  
 Al-Khobar — 381 beds.

So, the overall number of beds in the five locations is (2275) beds.

**4. Equipments of every hospital:**

The basement houses the following services and departments:

- (a) Physiotherapy with examination rooms, gymnasias and treatment pool.
- (b) Central sterilization unit.
- (c) Laundry.
- (d) Administration and training section.
- (e) Kitchen and staff restaurant.
- (f) Central storehouses.
- (g) Places for changing the personnel clothes.
- (h) Switches and machines for main services, such as switchboards of electricity distribution, water resources, sewage disposal and air conditioning.



Part of Central  
 Sterilization  
 Unit Devices.

The ground floor of every hospital contains the following:

Specialist out-patient clinics include:

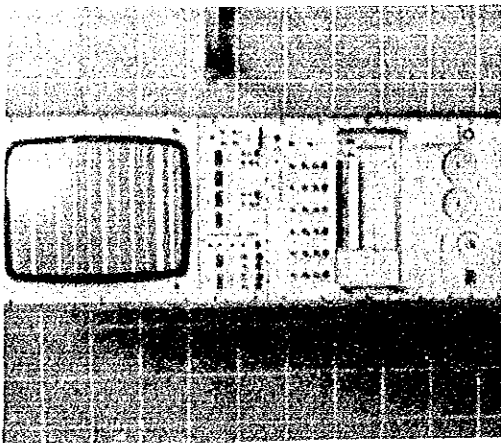
- 1. Internal medicine.
- 2. Gynaecology.
- 3. Pediatrics.
- 4. Orthopedics.
- 5. Dermatology.
- 6. Genital diseases.
- 7. Ophthalmology.
- 8. Otolaryngology.
- 9. Dentistry.
- 10. Places for surgery include three operating theatres and one sterilization room.
- 11. Places for receiving emergency cases. These places are well equipped for medical examination and health relief.
- 12. Minor operating theatres.
- 13. Delivery rooms.
- 14. Recovery rooms.

The male and female wards are completely separated.

Radiodiagnostic department includes: 6 radio therapy rooms designed for different purposes; 2 waiting rooms; dark room; staff room; places for keeping films and finally doctor's offices.

Surgery section includes eight operating theatres for general and specialist kinds of surgery such as :

- 1. Ophthalmology.
- 2. Orthopedics.
- 3. Gynaecology.
- 4. Otolaryngology. (ear, nose and throat)
- 5. Neurology.



Electronic apparatus for measuring and displaying the patient physiological functions.

4. Cold stores.
5. Sterilization places.
6. Centrifugal machines.
7. Platforms suitable for test and analysis purposes.
8. Pharmacy equipped for preparing drugs and delivering them to out-patients and for indoor usage as well.

### INFORMATION AND RECEPTION:

This section has places for filing (files and reports) to serve both patients and visitors. It has waiting rooms, also.

Besides, this section contains:

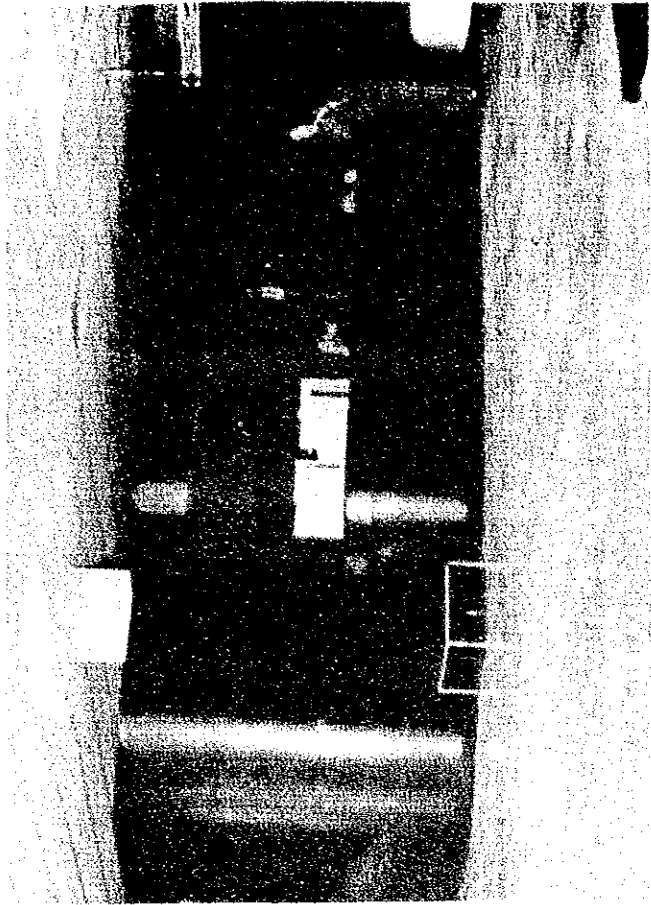
1. Sterilization and recovery rooms.
2. Waiting rooms.
3. Bathrooms and water closets.
4. Doctors' offices.
5. There are, also, places for storing clean materials and others for dirty stuff.
6. Library and Conference rooms.

Central Laboratory with sub-sections includes special places prepared for examining tissues, blood, moses, immunity serums: and others for culture preparation, biochemistry, radiations, toxins, urine and excrement analysis. The sub sections include many places such as blood giving centers, blood bank and waiting rooms.

It has been taken into account that facilities should be made for labs to accomplish their duty perfectly. Such facilities are:

1. Having special places for cleaning bottles.
2. General store houses.
3. Special store houses for labs.

Hospital Main Entrance. The Information Section is clearly seen.



**FLOOR CONTENTS:**

**AL-KHOBAR HOSPITAL**

**HAS FOUR UPPER FLOORS.**

**1st. FLOOR INCLUDES:**

- (a.) 8 beds; intensive care unit.
- (b) 4 beds; coronary care unit.
- (c) 2 beds; Kidney diseases. (Artificial kidney).
- (d) 14 beds; burns department.
- (e) 25 beds; female surgery.
- (f) 25 beds; male surgery and urinary tracts.

**2nd .FLOOR:**

- (a) 41 beds; nursery.
- (b) 13 beds; delivery.
- (c) 25 beds; labour and delivery.
- (d) 25 beds; gynaecology.

**3rd. FLOOR :**

- (a) 50 beds; internal male diseases.
- (b) 25 beds; internal female diseases.
- (c) 25 beds; orthopedics.

**4th. FLOOR :**

- (a) 24 beds; pediatrics.
- (b) 25 beds; ear, nose and throat. (Male).
- (c) 25 beds; ear, nose and throat. (Female).

**JEDDAH AND MEDINA HOSPITALS  
EACH COMPRISES FIVE UPPER FLOORS.**

**1st. FLOOR CONTAINS:**

- (a) 8 beds; intensive care unit.
- (b) 4 beds; coronary care unit.
- (c) 2 beds; kidney diseases. (Artificial kidney).
- (d) 14 beds; burns unit.
- (e) 25 beds; female surgery.
- (f) 25 beds; female surgery and urinary tracts.

**2nd. FLOOR :**

— Four identical sections of 25 beds each.

**3rd. FLOOR :**

- (a) 50 beds; male surgery.
- (b) 25 beds; male surgery and urinary tracts.
- (c) 25 beds; male orthopedics.

**4th. FLOOR**

- (a) 75 beds; internal male diseases.
- (b) 25 beds; internal female diseases.

**5th. FLOOR :**

— Four identical sections of 25 beds each.

**HOFUF AND JIZZAN HOSPITALS  
EACH COMPRISES  
FIVE UPPER FLOORS.**

**1st. FLOOR CONTAINS:**

- (a) 8 beds; intensive care unit.
- (b) 4 beds; coronary care unit.
- (c) 2 beds; kidney diseases. (artificial kidney).
- (d) 14 beds; burns unit.
- (e) 25 beds; female surgery.
- (f) 25 beds; female surgery and urinary tracts.

**2nd. FLOOR:**

- (a) 41 beds; nursery.
- (b) 13 beds; delivery.
- (c) 25 beds; labour and delivery.
- (d) 25 beds; gynaecology.

**3rd. FLOOR:**

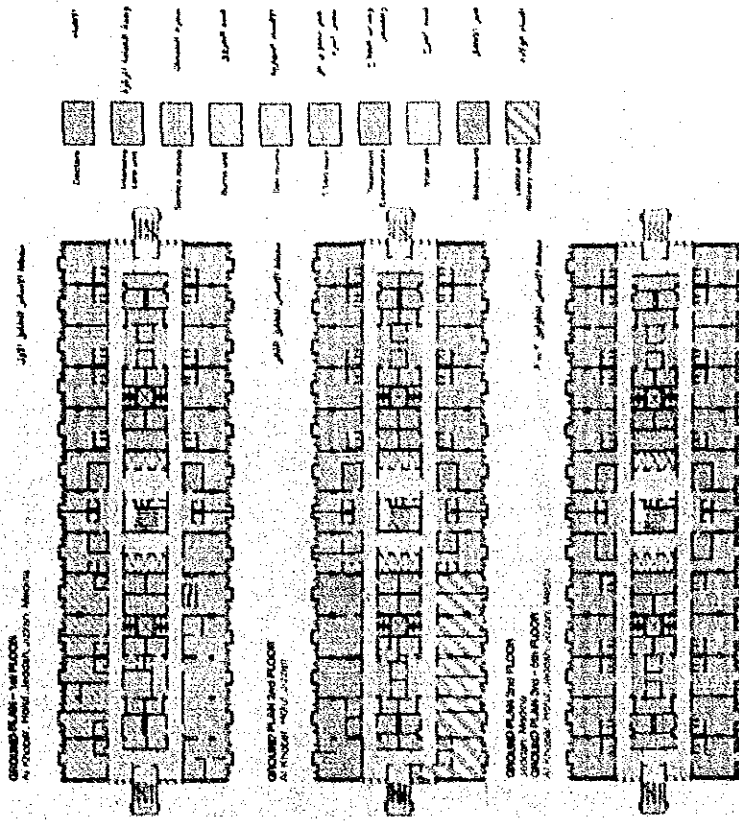
- (a) 50 beds; male surgery.
- (b) 25 beds; male surgery and urinary tracts.
- (c) 25 beds; male orthopedics.
- (d) 75 beds; internal pediatrics.

**4th. FLOOR:**

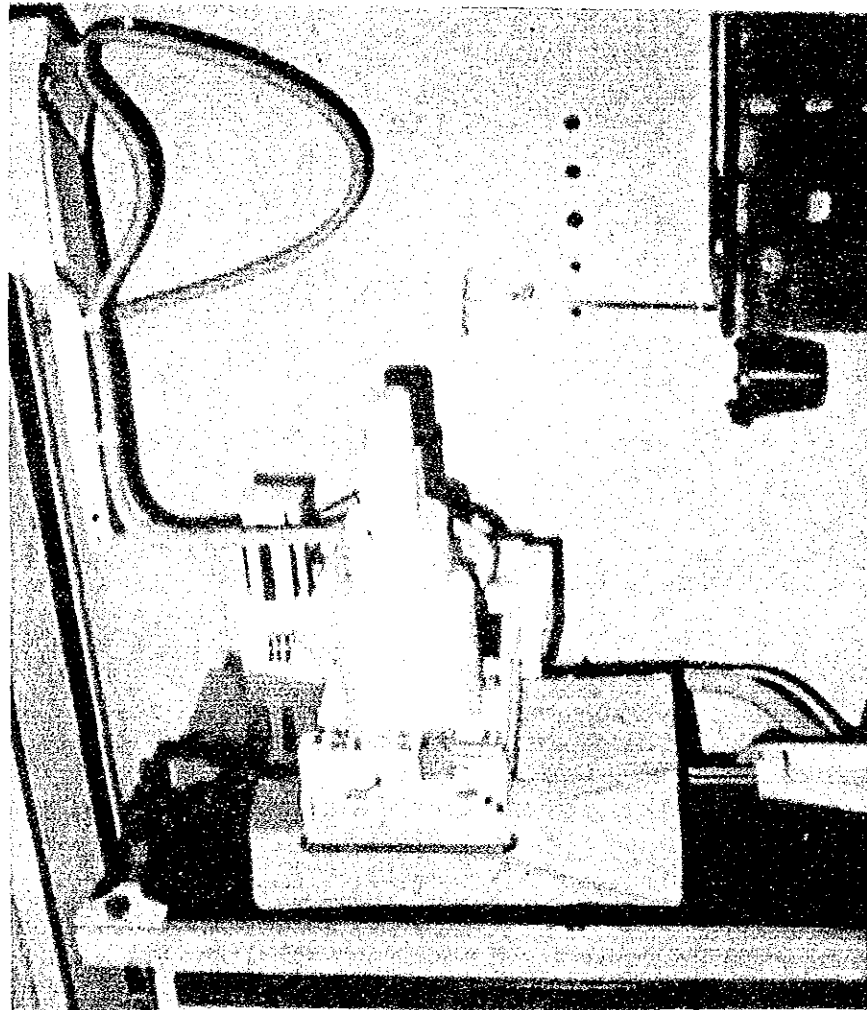
- (a) 75 beds; internal pediatrics.
- (b) 25 beds; female internal diseases.

**5th. FLOOR:**

- (a) 60 beds; pediatrics.
- (b) 50 flexible beds to be used for any medical purpose in case of necessity.



Worthy of note is that the distribution of beds in these hospitals is not fixed. This distribution has been set as an indicator at the planning stage of these hospitals. It is possible, of course, to revalue this distribution during and after working these hospitals according to the experience of the hospital organization. But the distribution is fixed regarding specialist sections such as burns, intensive care, and artificial kidney units.



Coloured Barium Radiation Device.

**Supporting and complementary services that guarantee the best work standards in the hospitals are:**

1. Every floor is divided into four sections. In the middle of every floor there are stairways, passenger lifts and service elevators. Besides, there are emergency stairways on all sides of the hospital building.

2. On both sides of the corridor in every floor, there are the necessary services and the supplying units such as two-nurse room and two places for food distribution in addition to a small kitchen, clean utility room, soiled utility room, general store houses, two examination rooms, patients bathroom in every ward and a w.c. for hospital personnel.

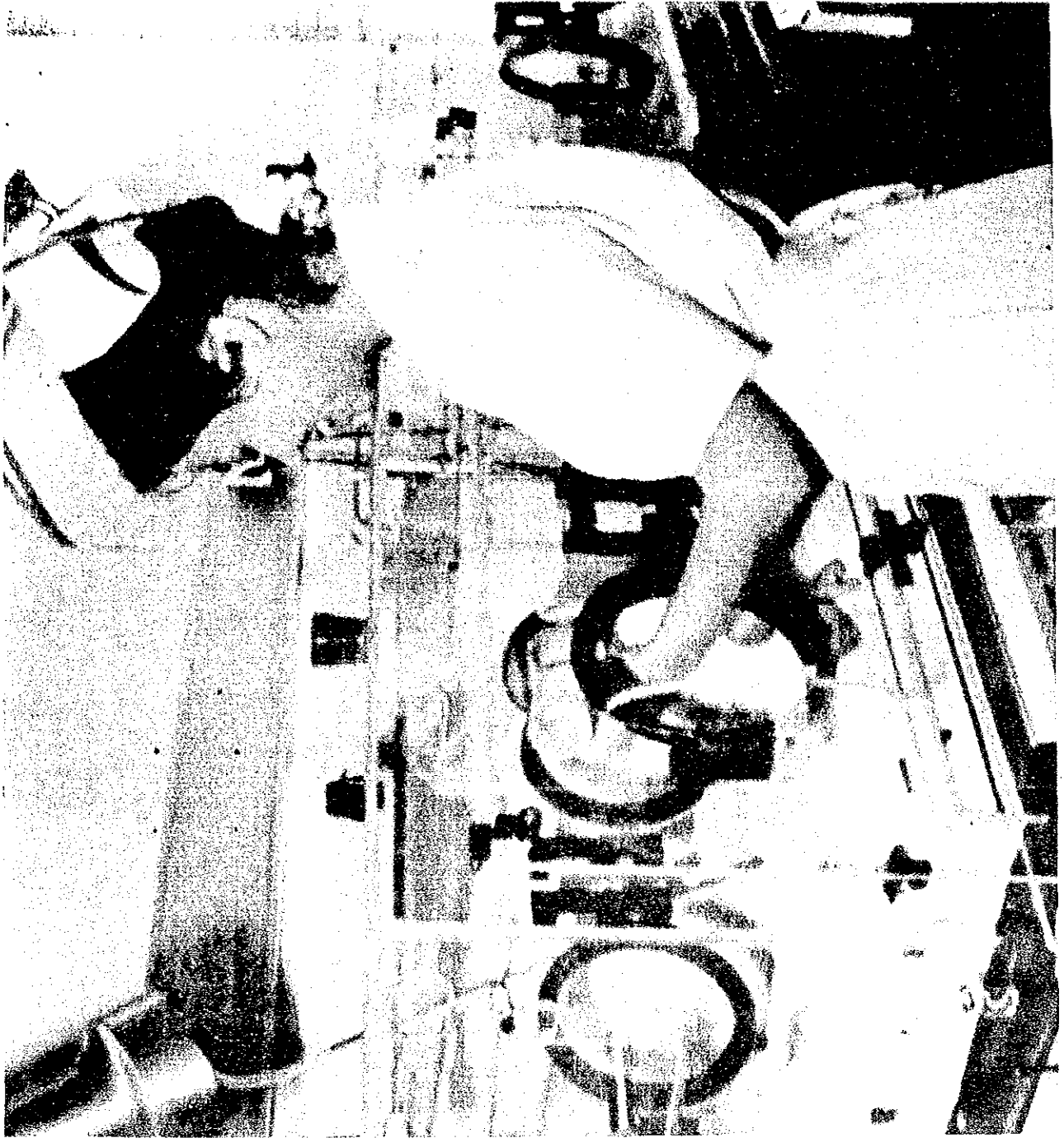
3. There is a (2764 m<sup>2</sup>) single-storey service building set apart from the hospital block. This solution was chosen for reasons of hygiene and safety. Located in this building are:

- (a) Morgue, autopsy, mortuary and special places for the undertaking process.
- (b) Waiting rooms.
- (c) Special store houses for inflammables and gases.
- (d) Professional maintenance workshops for carpentry, painting, plumbers, and electricity.
- (e) There are, also, store houses and places for changing the personnel clothes.
- (f) The boiler and its maintenance section.
- (g) Garbage incinerator.
- (h) Electrical switchroom and rooms for electrical generators.
- (i) 200 m<sup>3</sup> capacity underground tanks for analyzing and disposing of sewage.
- (j) Underground drinking water tanks with pumps for hospital usage.

In some of these hospitals there are water refineries to refine water before getting into hospital. This solution has been chosen according to the nature of the area in which the hospital has been located.



**Premature Baby Nursery.**



**SAFETY  
AND EMERGENCY  
SYSTEM:**

In every hospital there are:

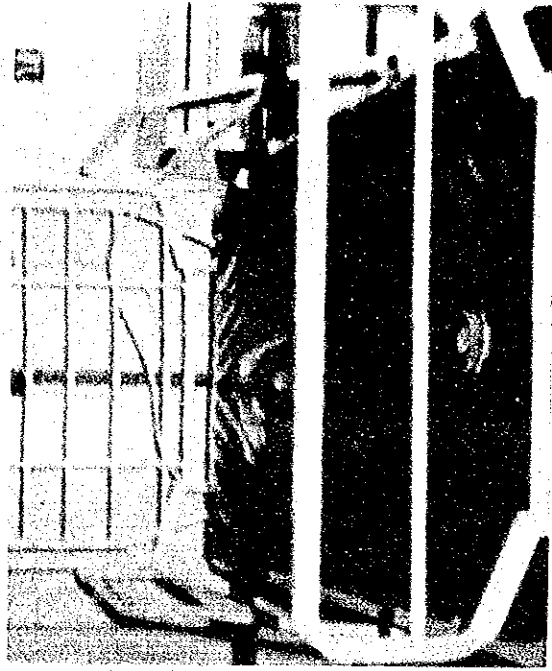
1. Additional stairways apart from the main stairways and elevators.
2. Central control and alarm system.
3. Lightning rods.
4. Visual and acoustic nurse-call system and Radio doctors call system.

5. Hospitals' beds are equipped with means of oxygen connections and other medical gases to be used when necessary.

Worthy of note is that these hospitals—apart from being constructed according to the most modern constructing standards—have been furnished with luxurious modern furniture, as well as the most up-to-date medical machines and apparatuses.

Pneumatic tube system has also been introduced to deliver letters from sensitive sites having much work. This system will, surely, decrease the number of messengers, and thus saving time.

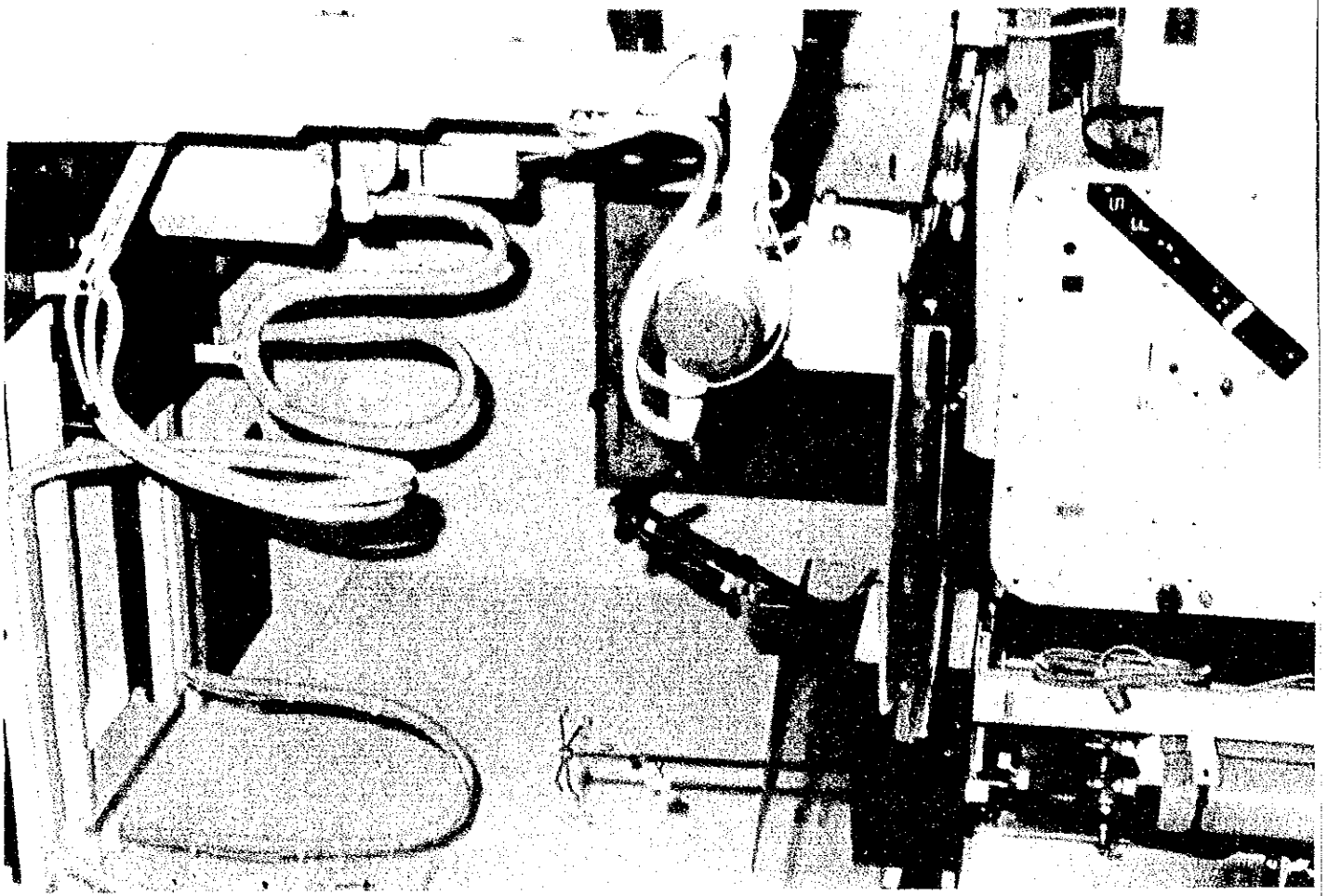
Basin for immersing dangerous burn cases.



One of the beds in Burns Unit. The mattress is filled with special liquid.

Ultraviolet radiation lamps have been used for sterilizing hospital corridors and patients rooms. In addition to that, a kitchen with the most modern equipments has been introduced for helping workers and having the meals reaching hot to the patients by means of special modern food delivery trolleys. A cafeteria has been annexed to the kitchen to serve the hospital personnel. A laundry has also been annexed to the central sterilization unit. This laundry has been equipped with the most modern devices.

A special system has been followed in designing the place and arranging the equipments in such a way that things and other devices should go to the laundry and sterilization unit through one direction; the thing that secures sterilization and cleanliness. Something else has been followed in designing these hospitals. This procedure is to have special pathways for soiled stuff to pass through and other pathways for the passage of clean and sterilized stuff in such a way that soiled stuff won't be mixed anywhere with sterilized stuff.



جهاز أتمة ملحق به جهاز تصوير.

Radiation device with Serial Photographing System.

جهاز ضبط وضغط في أجهزة العلاج المركز

المستعملة لقياس وعرض الوظائف الفيزيولوجية للمرضى.

Apparatus for controlling Intensive Care devices which are used for measuring and displaying the patients physiological functions.

